

# 北海道公報

目次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)  
 電話 011-231-4111 (内線 22-271)  
 FAX 011-232-1385  
 印刷 富士プリント(株)

## 規則

○北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部改正 (農業経済課) 七二

○北海道農業近代化資金利子補給規則の一部改正 (農業経済課) 七二

## 告示

○平成十四年度第二次二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間 (市町村課) 七三

○平成十四年度第二次二等陸士、二等海士及び二等空士の試験期日、試験会場等 (市町村課) 七三

○有害興行の指定 (生活文化・青少年室) 七四

○大規模小売店舗立地法による市町村等の意見 (地域産業課) 七五

○大規模小売店舗立地法第六条第一項(変更)の届出(四件) (地域産業課) 七五

○土地改良区の役員の変更の届出 (土地改良指導課) 七七

○土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 七八

○土地改良事業の工事の完了の届出 (土地改良指導課) 七八

○農林水産大臣の種畜証明書の交付の通知 (酪農畜産課) 七九

○漁船保険付保義務の発生のための同意の認定 (水産経営課) 七九

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定(二件) (治山課) 七九

○知事権限に係る保安林の指定の解除 (治山課) 七九

○公共測量の終了(二件) (治山課) 七九

○山村振興法による市町村道の代行工事の開始 (建設部総務課) 八〇

○道路の区域の決定及び供用の開始 (道路整備課) 八〇

○道路の区域の変更 (道路整備課) 八〇

○道路の区域の変更及び供用の開始(三件) (道路整備課) 八〇

○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防災害課) 八一

○平成十四年度において競争入札に参加しようとする者に必要な資格等に関する告示(二件) (出納局総務課) 八二

○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正(二件) (出納局総務課) 八二

○公募型プロポーザルの実施(二件) (情報基盤課) 八六

## 支庁告示

○種馬鈴しよ集荷販売業者の集荷地域の変更 八七

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了 八七

○道函館土木現業所告示 八八

○特定調達契約に係る入札の公告 八八

○道室蘭土木現業所告示 八八

○特定調達契約に係る入札の公告 九一

○道旭川土木現業所告示 九一

○特定調達契約に係る入札の公告 九四

○道釧路土木現業所告示 九四

○特定調達契約に係る入札の公告 九六

○道稚内土木現業所告示 九六

○特定調達契約に係る入札の公告 九九

○道教育庁空知教育局告示 九九

○特定調達契約に係る入札の公告 一〇一

○道教育庁胆振教育局告示 一〇一

○特定調達契約に係る入札の公告 一〇三

○道教育庁十勝教育局告示 一〇三

○特定調達契約に係る入札の公告 一〇五

○道選挙管理委員会告示 一〇五

○選挙人名簿に登録されている者の総数の五十分の一及び三分の一の数 一〇六

○政治団体の設立の届出(平成十四年四月分) 一〇七

○政治団体の届出事項の異動届出(平成十四年四月分) 一〇七

○政治団体の解散の届出(平成十四年四月分) 一〇七

○資金管理団体の指定の届出(平成十四年四月分) 一一〇

○資金管理団体の届出事項の異動届出(平成十四年四月分) 一一一

○資金管理団体の指定取消の届出(平成十四年四月分) 一一一

○政党支部の届出(平成十四年四月分) 一一二

○道公安委員会告示 一一二

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示 一一二

○渡島海区漁業調整委員会告示 一一六

○海峽まぐろはえなわ漁業の操業 一一六

○釧路十勝海区漁業調整委員会告示 一一八

○河口付近における「さけ・ます」採捕の制限 一一八

平成十四年六月十四日 金曜日

公布された規則のあらまし

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則（規則第七十二号）  
 一 趣旨及び内容  
 中山間地域活性化資金について、十二年以内、十二年を超え十三年以内、十三年を超え十四年以内及び十四年を超え十五年以内の償還期間ごとに定めていた貸付利率及び利子補給率を、十四年以内及び十四年を超え十五年以内の償還期間ごとに定めるとともに、貸付利率及び利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。  
 二 施行期日等  
 この規則は、公布の日から施行し、平成十四年四月二日以後の利子補給承認分から適用することとした。  
 北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（規則第七十三号）  
 一 趣旨  
 農業近代化資金の利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。  
 二 内容  
 農業近代化資金の利子補給率のうち、年〇・四パーセントとあるものを年〇・六パーセントに改めることとした（第二条の表関係）。  
 三 施行期日等  
 この規則は、公布の日から施行し、平成十四年四月二日以後の利子補給承認分から適用することとした。

規則

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成十四年六月十四日

北海道規則第七十二号

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則（平成三年北海道規則第百二号）の一部を次のように改正する。  
 別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

北海道知事 堀 達也

別表（第二条、第四条関係）

内以年五十え超を年四十		内以年四十		償還期間		利子補給率	
等業企小中	大	等業企小中	大	貸付対象者	貸付利率	第二条第三項第一号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	第二条第三項第二号から第四号までに掲げる融資機関が貸し付ける場合
貸付金のうち二億七千万円を超える部分	貸付金のうち二億七千万円までの部分	貸付金のうち二億七千万円を超える部分	貸付金のうち二億七千万円までの部分				
年二・〇五パーセント以内	年一・八パーセント以内	年二・〇パーセント以内	年一・七五パーセント以内				
年〇・九パーセント	年一・一五パーセント	年〇・九五パーセント	年一・二パーセント				
年〇・二五パーセント	年〇・一五パーセント	年〇・三パーセント	年〇・五五パーセント				
	年二・三パーセント以内		年二・二五パーセント以内				
	年〇・六五パーセント		年〇・七パーセント				
	年〇・五五パーセント		年〇・〇五パーセント				

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の規定は、平成十四年四月二日以後に利子補給についての知事の承認を受けた中山間地域活性化資金について適用する。

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成十四年六月十四日

北海道規則第七十三号

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年北海道規則第十二号）の一部を次のように改正する。

北海道知事 堀 達也

第11条の表中「年〇・四パーセント」を「年〇・六パーセント」に改める。  
**附 則**  
 1 この規程は、公布の日から起算して六月を超えたる日についてはその満了の日を以てその効力を生ずる。  
 2 この規程は、公布の日から起算して六月を超えたる日についてはその満了の日を以てその効力を生ずる。

北 興 興 公 報

**北海道告示第1009号**  
 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条の規定により、平成14年度第2次2等陸士、2等海士及び2等空士の募集期間が次のとおり定められた。

- 平成14年6月14日  
 1 男子  
 平成14年7月1日（月）から9月30日（月）まで  
 北海道知事 堀 達 也
- 2 女子  
 平成14年8月5日（月）から9月6日（金）まで  
 北海道知事 堀 達 也

**北海道告示第1010号**  
 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定により、平成14年度第2次2等陸士、2等海士及び2等空士採用試験の試験期日、試験場等が次のとおり定められた。

- 平成14年6月14日  
 1 試験期日  
 次の期間において、受付時に指定する日  
 北海道知事 堀 達 也
- (1) 男子  
 平成14年7月1日（月）から9月30日（日）まで
- (2) 女子  
 平成14年9月24日（火）及び25日（水）
- 2 試験場の名称及び位置  
 陸上自衛隊札幌駐屯地 札幌市中央区南26条西10丁目 電話番 011-511-7116

同	東千歳駐屯地	千歳市祝梅1016	0123-23-5131
同	真駒内駐屯地	札幌市南区真駒内17	011-581-3139
同	丘珠駐屯地	同 東区丘珠町161	011-781-8321
同	滝川駐屯地	滝川市泉町236	0125-22-2141
同	美幌駐屯地	美幌市宇美唄1536-1	01266-2-7141
同	岩見沢駐屯地	岩見沢市日の出台4丁目313	0126-22-1001
同	北恵庭駐屯地	恵庭市柏木町531	0123-32-2101
同	幌別駐屯地	登別市緑町3-1	0143-85-2011
同	倶知安駐屯地	虻田郡倶知安町字高砂232番地2	0136-22-1195
同	静内駐屯地	静内郡静内町字浦和125	01464-4-2121
同	苗穂分屯地	札幌市東区苗穂町7丁目1番1号	011-711-4251
同	海上自衛隊余市防備隊	余市郡余市町港町番外地	0135-23-2243
同	自衛隊札幌地方連絡部	札幌市南区真駒内17	011-631-5471
同	自衛隊札幌地方連絡部小	苫小牧市表町1丁目1-6 神田ビル1F	0144-32-3725
同	自衛隊札幌地方連絡部室蘭	室蘭市東町2丁目21-10 石井ビル1F	0143-44-9533
同	自衛隊札幌地方連絡部小樽	小樽市稲穂1丁目12-8	0134-22-5521
同	自衛隊札幌地方連絡部北広島	北広島市北進町1丁目2-2 中央バスターミナル4F	011-373-3067
同	自衛隊札幌地方連絡部岩見沢	岩見沢市2条西5丁目8番地ビル2F	0126-23-5514
同	自衛隊札幌地方連絡部滝川	滝川市大町1丁目8-27 滝川市職業訓練センター1F	0125-22-2140
同	自衛隊札幌地方連絡部倶知安	虻田郡倶知安町南3条東1丁目1-1	0136-23-3540
同	自衛隊札幌地方連絡部千歳	千歳市錦町4丁目33-1	0123-23-2642
同	自衛隊札幌地方連絡部江別	江別市野幌町40-16	011-383-8955
同	自衛隊札幌地方連絡部新札幌	札幌市厚別区厚別南2丁目6-25	
同	自衛隊札幌地方連絡部琴似	同 西区琴似3条1丁目530-10	011-643-4929
同	自衛隊札幌地方連絡部月寒	同 琴似3.1ビル内	011-643-7379
同	自衛隊札幌地方連絡部月寒	札幌市豊平区月寒中央通8丁目3-31	011-851-7801

第 1373 号

陸上自衛隊函館駐屯地	函館市広野町 6 番 18 号	0138 - 51 - 9171
自衛隊函館地方連絡部	同 広野町 6 番 25 号	0138 - 53 - 6241
自衛隊函館地方連絡部松前募集事務所	松前郡松前町字建石 49 - 42	01394 - 2 - 3774
自衛隊函館地方連絡部八雲募集事務所	山越郡八雲町末広町 111 - 2	01376 - 2 - 2892
自衛隊函館地方連絡部今金募集事務所	瀬棚郡今金町字今金 142 - 6	01378 - 2 - 0258
自衛隊函館地方連絡部江差募集事務所	檜山郡江差町字姥神 10 - 13	01395 - 2 - 2476
自衛隊函館地方連絡部函館募集案内所	函館市千歳町 27 番 7 号	0138 - 27 - 4625
陸上自衛隊旭川駐屯地	旭川市春光町国有無番地	0166 - 51 - 6111
同 名寄駐屯地	名寄市字内淵 84	01654 - 3 - 2137
陸上自衛隊上富良野駐屯地	空知郡上富良野町南町 4 丁目	0167 - 45 - 3101
陸上自衛隊留萌駐屯地	留萌市緑ヶ丘町 1 丁目 6 番地	0164 - 42 - 2655
同 遠軽駐屯地	紋別郡遠軽町向遠軽 272	01584 - 2 - 5275
航空自衛隊稚内分屯基地	稚内市恵比須 5 丁目 2 番 1 号	0162 - 23 - 5377
自衛隊旭川地方連絡部	旭川市春光町無番地	0166 - 51 - 6055
自衛隊旭川地方連絡部名寄出張所	名寄市西 1 条南 9 丁目 45	01654 - 2 - 3921
自衛隊旭川地方連絡部稚内募集事務所	稚内市大黒 4 丁目 6 - 34	0162 - 23 - 2721
自衛隊旭川地方連絡部留萌募集事務所	留萌市開運町 1 丁目 4 - 5	0164 - 42 - 4650
自衛隊旭川地方連絡部紋別募集事務所	紋別市潮見町 1 丁目 2 - 8	01582 - 3 - 2696
自衛隊旭川地方連絡部上富良野募集事務所	空知郡上富良野町栄町 2 丁目 1 - 47	0167 - 45 - 3412
自衛隊旭川地方連絡部遠軽募集事務所	紋別郡遠軽町岩見通南 3 丁目 1 - 4	01584 - 2 - 6616
自衛隊旭川地方連絡部枝幸募集事務所	枝幸郡枝幸町新栄町 812 番地	01636 - 2 - 1593
自衛隊旭川地方連絡部旭川募集案内所	旭川市宮下通り 8 丁目 弘済会ビル内	0166 - 22 - 0648
陸上自衛隊帯広駐屯地	帯広市南町南 7 線 31 番地	0155 - 48 - 5121
同 美幌駐屯地	網走郡美幌町字田中	01527 - 3 - 2114

同 別海駐屯地	野付郡別海町西春別 42 - 1	01537 - 7 - 2231
同 釧路駐屯地	釧路郡釧路町字別保 112 番地	0154 - 40 - 2011
自衛隊帯広地方連絡部	帯広市西 14 条南 14 丁目 4 番地	0155 - 23 - 5882
自衛隊帯広地方連絡部釧路出張所	釧路市末広町 13 丁目 1 番 G E エジソン生命ビル 2 F	0154 - 22 - 1053
自衛隊帯広地方連絡部北見募集事務所	北見市北 4 条東 6 丁目 11	0157 - 23 - 6826
自衛隊帯広地方連絡部根室募集事務所	根室市松本町 4 丁目 15 - 2	01532 - 4 - 3651
自衛隊帯広地方連絡部網走募集事務所	網走市北 6 条西 2 丁目 8 - 1	0152 - 44 - 5743
自衛隊帯広地方連絡部中標津募集事務所	標津郡中標津町東 1 条南 1 丁目 7 - 1	01537 - 2 - 0120
自衛隊帯広地方連絡部帯広募集案内所	帯広市西 5 条南 13 丁目 第 2 いせきビル 2 F	0155 - 23 - 8718

3 受験手続

(1) 志願書類の請求  
最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部において取り扱う。  
志願書類の郵送希望者は、あて先を明記した返信用封筒に 80 円切手をはって同封し、最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部に請求すること。

(2) 提出書類及び提出先  
2 等陸・海・空士志願票（1 通）を最寄りの市・区役所、町・村役場又は自衛隊地方連絡部に提出又は郵送すること。

(3) その他  
志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに最寄りの自衛隊地方連絡部に連絡すること。

---

**北海道告示第 1011 号**  
北海道青少年保護育成条例（昭和 30 年北海道条例第 17 号）第 4 条第 1 項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。  
平成 14 年 6 月 14 日

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	北海道知事堀達也指定の範囲	指定の理由
-------	-------	------------	---------------	-------

解 公 報 北 境

映画	小川みゆき おしやがり上手	オーピー映画	} 全部 } 著しく粗 暴性を助長 し、性的感 情を刺激し、 青少年の健 全な育成を 害するおそ れがあること 認められる ため
同	続・愛染恭子 Gの快感 - 究極編 -	新日本映像	
同	ゾレイカール7 最も淫らな遊戯	新東宝映画	
同	美人家庭教師 欲しがると下半身	新日本映像	
同	人妻ゾテイツク 不倫生下着	新東宝映画	
同	白衣の痴態 - 淫乱・巨乳・薄毛 -	新日本映像	
同	私は好奇心の強い女	フルー版	

北海道告示第1012号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

平成14年6月14日

北海道知事 堀 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フクハラ本別店

中川郡本別町南1丁目2 - 22ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社福原 代表取締役 福原 朋治

帯広市西22条北1丁目13番地

3 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

(1) 交通安全対策について

(2) 廃棄物の処理対策について

(3) 騒音対策について等

4 意見の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道十勝支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成14年6月14日（金）から7月15日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1013号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大

規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年10月15日までに北海道石狩支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成14年6月14日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 届出事項の概要

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

ポヌモール江別

江別市幸町35番地

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

昭和薬業株式会社 代表取締役社長 西村 孚

江別市角山68番地2

ウ 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) 江別サテイク

(変更後) ポヌモール江別

エ 変更の年月日

平成14年5月30日

オ 変更する理由

経営政策による店舗の名称変更

(2) 届出年月日

平成14年6月3日

(3) 届出書等の縦覧

ア 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道石狩支庁商工労働観光課

イ 縦覧期間

平成14年6月14日（金）から10月15日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

ウ 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

2(1) 届出事項の概要

第 三 七 三 号

報 告 公 開 規 則

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ポスツール千歳  
千歳市末広1丁目4番8号  
イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社三ふじや 代表取締役 中里 豊  
千歳市末広1丁目4番8号  
ウ 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
(変更前)千歳サナイ  
(変更後)ポスツール千歳  
エ 変更の年月日  
平成14年5月30日  
オ 変更する理由  
経営政策による店舗の名称変更  
(2) 届出年月日  
平成14年6月3日  
カ 届出書等の縦覧  
ア 縦覧場所  
北海道経済部地域産業課  
北海道石狩支庁商工労働観光課  
イ 縦覧期間  
平成14年6月14日(金)から10月15日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)  
ウ 縦覧時間  
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1014号  
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。  
なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年10月15日までに北海道後志支庁商工労働観光課に到着することができ、  
平成14年6月14日

1 届出事項の概要  
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ポスツール余市  
余市郡余市町黒川町12丁目62番地1ほか  
(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ヤズイン北斗産業 代表取締役 大川 京子  
札幌市中央区旭ヶ丘四丁目4番7号  
(3) 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
(変更前)余市サナイ  
(変更後)ポスツール余市  
(4) 変更の年月日  
平成14年5月30日  
(5) 変更する理由  
経営政策上、大規模小売店舗名称の変更をするもの  
2 届出年月日  
平成14年6月4日  
3 届出書等の縦覧  
(1) 縦覧場所  
北海道経済部地域産業課  
北海道後志支庁商工労働観光課  
(2) 縦覧期間  
平成14年6月14日(金)から10月15日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)  
(3) 縦覧時間  
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1015号  
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。  
なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年10月15日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着することができ、  
平成14年6月14日

北海道知事 堀 達 也

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ポスツール帯広  
帯広市西4条南20丁目1番地ほか

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
みずほアセット信託銀行株式会社 不動産企画部長 遠山 光良  
東京都中央区八重洲一丁目2番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称  
(変更前) ポスツール  
(変更後) ポスツール帯広

(4) 変更の年月日

平成14年5月30日

(5) 変更する理由

経営政策上、大規模小売店舗名称の変更をするもの

2 届出年月日

平成14年5月31日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道十勝支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成14年6月14日(金)から10月15日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に  
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1016号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年10月15日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するように提出することができる。

平成14年6月14日

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ポスツール釧路  
釧路郡釧路町桂木1丁目1番1ほか

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社さきない 代表取締役 木内 周治  
釧路郡釧路町桂木1丁目1番地1  
株式会社コスモニー 代表取締役 篠田 伸生  
大阪府大阪市淡路町二丁目2番9号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称  
(変更前) 釧路サティ  
(変更後) ポスツール釧路

(4) 変更の年月日

平成14年5月30日

(5) 変更する理由

経営戦略上、大規模小売店舗名称の変更をするもの

2 届出年月日

平成14年5月31日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道釧路支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成14年6月14日(金)から10月15日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に  
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1017号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、浜益土地改良区から、次のとおり役員員の退任の届出があった。



初山別土地改良区	栄	災害復旧（農業用施設）	平成13.11.20
同	千代田	同	同
同	南明里	同	同
同	北明里	同	13.12.20
同	共成1	同	同
同	共成2	同	同

同	南明里	小規模土地改良（農業用排水）	同	13.5.10
---	-----	----------------	---	---------

**北海道告示第1020号**  
 農林水産大臣から家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の種畜証明書を次のとおり交付した旨通報があった。  
 平成14年6月14日

北海道知事 堀 達也

日高支庁	証明書の番号	名	前	種	類	生年月日	毛	色	検査成	飼	養	者	の	住	所	及	び	氏	名
平14	北海道臨時1	アケボノ		サラブレッド種		3.8.21	鹿	毛	2級	門	別	町	正木	茂夫					

続(級)

**北海道告示第1021号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、松前さくら及び上磯はまなす加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。  
 平成14年6月14日

北海道知事 堀 達也

**北海道告示第1022号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
 平成14年6月14日

北海道知事 堀 達也

- 1 解除予定保安林の所在 釧路市新野27の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定され 霧害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅  
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第1023号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年6月14日

北海道知事 堀 達也

- 1 解除予定保安林の所在 勇払郡厚真町字幌内1の12（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定され 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁経済部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第1024号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
 平成14年6月14日

北海道知事 堀 達也

- 1 解除に係る保安林の所在 虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町185の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定され 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため  
 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁経済部林務課及び虻田町役場に備

え置いて縦覧に供する。) \_\_\_\_\_

**北海道告示第1025号**

旭川開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成14年6月14日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（2級水準点）
- 2 作業期間 平成14年2月8日から5月31日まで
- 3 作業地域 富良野市

**北海道告示第1026号**

札幌市長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成14年6月14日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（座標値変換）
- 2 作業期間 平成14年4月8日から5月31日まで
- 3 作業地域 札幌市

**北海道告示第1027号**

山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成14年6月14日

北海道知事 堀 達 也

- 1 路線名 新得町道北新内線
- 2 工事区間 上川郡新得町字新内153番10地先から  
上川郡新得町字新内153番4地先まで
- 3 工事の種類 改築
- 4 工事開始の日 平成14年6月24日

**北海道告示第1028号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示

の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年6月14日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 上幌内早来停車場線
- 3 道路の区域

間 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

勇払郡厚真町字幌内293番地先から 6.50mから 7,111.00m  
勇払郡厚真町字幌内605番2地先まで 59.00mまで

**北海道告示第1029号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示

の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年6月14日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 上幌内早来停車場線
- 3 道路の区域

区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

勇払郡厚真町字幌内293番地先から勇払郡厚真町字幌内194番2地先まで  
前 6.50mから 6,007.50m  
後 59.00mまで 6,007.50m  
後 9.70mから 5,659.41m  
後 143.50mまで

**北海道告示第1030号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示

の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年6月14日

道路の種類 路線名	道路 当別浜益港線	北海道知事	堀	達也
1 道路の種類	道路	北海道知事	堀	達也
2 路線名	当別浜益港線			
3 道路の区域	間 変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
石狩郡当別町字弁華別75番 2地先から石狩郡当別町字 弁華別68番4地先まで	前	20.00mから 40.00mまで	147.32m	—
後	20.00mから 40.00mまで	147.32m	—	—
石狩郡当別町字弁華別1688 番地先から石狩郡当別町字 弁華別729番10地先まで	後	12.00mから 20.00mまで	158.99m	—

北海道告示第1031号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。  
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年6月14日

道路の種類 路線名	道路 野塚婦美線	北海道知事	堀	達也
1 道路の種類	道路	北海道知事	堀	達也
2 路線名	野塚婦美線			
3 道路の区域	間 変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
積丹郡積丹町大字日司町 331番地先から積丹郡積丹 町大字入舸町50番1地先ま で	前	9.50mから 45.00mまで	1,230.00m	—
後	9.50mから 81.00mまで	1,143.00m	—	—
後	9.50mから 45.00mまで	1,230.00m	—	—
後	9.50mから 81.00mまで	1,143.00m	—	—
後	9.50mから 45.00mまで	1,268.00m	—	—

北海道告示第1032号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。  
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年6月14日

道路の種類 路線名	道路 吹上上富良野線	北海道知事	堀	達也
1 道路の種類	道路	北海道知事	堀	達也
2 路線名	吹上上富良野線			
3 道路の区域	間 変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
空知郡上富良野町1634番 169地先（河川敷地）から 空知郡上富良野町1634番 166地先まで	前	19.00mから 29.50mまで	205.50m	—
後	20.10mから 35.20mまで	200.00m	—	—
後	20.10mから 35.20mまで	200.00m	—	—

北海道告示第1033号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。  
その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年6月14日

増毛町暑寒沢急傾斜地崩壊危険区域	北海道知事	堀	達也
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号とを結んだ線によって囲まれた区域	北海道知事	堀	達也
郡 市 町 字 地 番 標 柱 番 号			
増 毛 郡 増 毛 町 南 永 寿 3 丁 目 242 番 3 1			
同 同 同 同 870 番 2、6、7、8、9			
同 同 同 同 438 番 1 3、4、5			
同 同 同 同 南 永 寿 3 丁 目 1310 番 10、11、12、13			

北海道告示第1034号

平成14年北海道告示第9号（平成14年度における競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。

平成14年6月14日

北海道知事 堀 達 也

第1の1の表を次のように改める。

1

契 約 の 種 類	資 格 の 種 類	調達をする物品等又は特定役務の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事	電気工事
管工事の請負契約	管工事	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事	塗装工事
道路標識設置工事の請負契約	道路標識設置工事	道路標識設置工事
機械器具設置工事の請負契約	機械器具設置工事	機械器具設置工事
造園工事の請負契約	造園工事	造園工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成	技術資料作成
測量の委託契約	測量	測量
道路清掃の委託契約	道路清掃	道路清掃
農業土木工事の請負契約	農業土木工事	農業土木工事
水産土木工事の請負契約	水産土木工事	水産土木工事
森林土木工事の請負契約	森林土木工事	森林土木工事

造林の請負契約	造林	
印刷物の製造の請負契約	印刷物の製造	印刷物の製造
物品の購入契約	物品の購入	産業用機械器具類、医療機器類、教育研究用機器類、事務用機器類、車両・車両用品類、油脂・燃料類、被服・繊維皮革類、その他
電子計算機又は自動車の賃貸借契約	物品の賃貸借	電子計算機、自動車
ボイラー等運転操作の委託契約	ボイラー等運転操作	
庁舎等清掃の委託契約	庁舎等清掃	庁舎等清掃
庁舎等警備の委託契約	庁舎等警備	
庁舎等消防設備保守点検の委託契約	庁舎等消防設備保守点検	
情報システムの開発の委託契約	情報システムの開発	情報システムの開発
船舶の建造の請負契約	船舶の建造又は修理	船舶
船舶の修理の請負契約		
林産物の売払契約	林産物の売払い	
林産物製品生産契約	林産物製品生産	
林産加工製品の売払契約	林産加工製品の売払い	
物件（印刷物を除く。以下同じ。）の製造の請負契約	物件の製造	物件

第2の2の1のアの(ア)を次のように改める。

(ア) 平成14年1月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日）現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
一般土木工事	建設業
農業土木工事	土木事業、とび・土工事業、石工事業、しゅんせつ 工業業又は水道施設工事業
水産土木工事	
森林土木工事	
舗装工事	ほ装工業業
鋼橋上部工事	鋼構造物工業業
建築工事	建築工業業、大工工業業、左官工業業、とび・土工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工業業、鋼構造物工業業、防水工業業、内装仕上工業業、建具工業業、清掃施設工業業、屋根工業業、板金工業業、ガラス工業業又は鉄筋工業業
電気工事	電気工業業、消防施設工業業又は電気通信工業業
管工事	管工業業、水道施設工業業、消防施設工業業、清掃施設 工業業、さく井工業業又は熱絶縁工業業
塗装工事	塗装工業業
道路標識設置工事	とび・土工工業業
機械器具設置工事	機械器具設置工業業又は鋼構造物工業業
造園工事	造園工業業

第2の2の②のア及びイを次のように改める。

ア 平成14年1月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 平成13年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る売上高を有していること。

第2の2の③のイ及びウを次のように改める。

イ 平成14年1月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成13年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る売上高

を有していること。

第2の2の④のア及びウを次のように改める。

イ 平成14年1月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成13年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る売上高を有していること。

第2の2の⑤のアを次のように改める。

ア 平成14年1月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

第2の2の⑥のイ及びウを次のように改める。

イ 平成14年1月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成13年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る実績を有していること。

第2の2の⑦のイ及びウを次のように改める。

イ 平成14年1月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成13年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る実績を有していること。

第2の2の⑧のウ及びエを次のように改める。

ウ 平成14年1月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

エ 平成13年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る実績を有していること。

第2の2の⑨のイ及びウを次のように改める。

イ 平成14年1月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成13年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る実績を有していること。

第2の2の⑩のア及びイを次のように改める。

第 1 3 7 3 号

報 告 公 報 北 興

ア 平成14年1月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。  
 イ 平成13年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）に情報システムの開発実績を有していること。

第2の2の1のウを次のように改める。  
 ア 平成14年1月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

第2の2の1のウを次のように改める。

ウ 平成14年1月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日）の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、それらの事業に係る年間平均完成高が2,000万円以上であること。

第2の2のア及びイを次のように改める。

ア 平成14年1月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 平成13年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る売上高を有していること。

第2の2のア及びイを次のように改める。

ア 平成14年1月1日（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の初日）現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 平成13年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあつては、申請しようとする月の前月末日からさかのぼって1年間）にその事業に係る売上高を有していること。

第3の1（(1)から(5)まで以外の部分に限る。）を次のように改める。

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。ただし、特例政令第4条に規定する特定調達契約に係る資格審査については、(1)に定める時期以外の時期であっても申請を受け付ける。

第3の1の(1)を次のように改める。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者  
 ア 定期の申請をする者

第1回 平成14年1月17日（木）から同年1月25日（金）まで  
 第2回 平成14年2月7日（木）から同年2月15日（金）まで

イ 随時の申請をする者  
 平成14年7月1日（月）から平成14年12月27日（金）まで  
 第3の2を次のように改める。  
 2 申請の方法  
 資格審査の申請は、次の表に定める申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

資格の種類	申請書類の提出先	
	随時申請の場合	定期申請の場合
一般土木工事	建設部建設管理室	主たる営業所が道内にある者
舗装工事	建設部建設管理室 建設情報課	主たる営業所が道外にある者
鋼橋上部工事		
建築工事		
電気工事		
管工事		
塗装工事		
道路標識設置工事		
機械器具設置工事		
造園工事		
土木施設物の設計		
建築物の設計	建設部建設管理室 建設情報課	主たる営業所の所在地を所管する支庁の総務部会計課
地質調査		
技術資料作成		
測 量		
道 路 清 掃		
農 業 土 木 工 事	農政部事業調整課	
水 産 土 木 工 事		

森 林 土 木 工 事	水産林務部総務課			
造				
印 刷 物 の 製 造				
物 品 の 購 入	出納局物品管理課	出納局物品管理課		
物 品 の 賃 貸 借				
ボ イ ラ ー 等 運 転 操 作	総務部管財課	総務部管財課		
庁 舎 等 清 掃				
庁 舎 等 警 備	総務部総務課	総務部総務課		主たる営業所の所在地を所管する支庁の総務部総務課
庁 舎 等 消 防 設 備 保 守				
情 報 シ ス テ ム の 開 発	総合企画部 IT 推進室情報基盤課	総合企画部 IT 推進室情報基盤課	総合企画部 IT 推進室情報基盤課	
船 舶 の 建 造 又 は 修 理	水産林務部総務課		水産林務部総務課	
林 産 物 の 売 払 い			森づくりセンター (石狩森づくりセンター、 檜山森づくりセンター、 宗谷森づくりセンター及び根室森づく りセンターを除く。)	
林 産 物 製 品 生 産	水産林務部森林環境室道有林課	水産林務部総務課		
林 産 加 工 製 品 の 売 払 い	林 産 試 験 場	林 産 試 験 場	林 産 試 験 場	
物 件 の 製 造	関係部関係課	関係部関係課	関係部関係課	

(注) 1 「随時申請」とは1の1のアに定める時期以外の時期に行う申請をいし、

「定期申請」とは1の1のイに定める時期に行う申請をいう。

2 申請書類 (印刷物の製造、物品の購入、物品の賃貸借又はボイラー等運転操作に係るものを除く。)の提出先が主たる営業所の所在地を所管する支庁の総務部会計課である者のうち、国土交通大臣の行う建設業法第3条第1項の許可を受けたもの (許可申請中の者を含む。)は、申請書類を建設部建設管理室建設情報課に提出しなければならない。

3 印刷物の製造、物品の購入又は物品の賃貸借の資格審査の申請をする者のうち、主たる営業所が札幌市にあるものは、申請書類を出納局物品管理課に提出しなければならない。

4 ボイラー等運転操作の資格審査の申請をする者のうち、主たる営業所が札

幌市にあるものは、申請書類を総務部管財課に提出しなければならない。

5 庁舎等清掃、庁舎等警備又は庁舎等消防設備保守点検の資格審査の申請をする者のうち、主たる営業所が札幌市にあるものは、申請書類を総務部総務課に提出しなければならない。

6 随時申請において、建設部建設管理室建設情報課、農政部事業調整課又は水産林務部総務課に申請書類を提出する資格審査の申請 (船舶の建造又は修理に係るものを除く。)のうち、複数の提出先に資格審査の申請を同時にしようとする者は、申請書類を建設部建設管理室建設情報課に提出しなければならない。

第4から第6までを次のように改める。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

資格の有効期間は、定期申請の場合にあっては平成14年4月1日から平成15年3月31日まで、随時申請の場合にあっては資格を有すると認められた旨の通知があった日から平成15年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

1の有効期間の更新をしようとする者は、平成15年1月に平成15年度及び平成16年度の資格に関する公示を行う予定があるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

第5 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

1 第2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第6 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。

(1) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

(2) 中小企業等協同組合 (企業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員 (資格を有する者であるものに限る。)を変更したものの

(3) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したものの

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、第3の2の表の随時申請の場合の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

報 告 書

北海道告示第1035号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正する。

平成14年6月14日

北海道知事 堀 達 也

1 指定金融機関の項中「根室中央支店」を「根室支店」に改める。

北海道告示第1036号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成14年7月8日から施行する。

平成14年6月14日

北海道知事 堀 達 也

1 指定金融機関の項中「倶知安中央支店」を「倶知安支店」に改める。

公 告

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成14年6月14日

北海道知事 堀 達 也

1 業務概要

(1) 業 務 名 北海道高速情報通信基盤整備事業「公共端末等システム開発業務」

(2) 業務内容 インターネット利用の普及・拡大を図ることを目的として、本庁及び13支庁（石狩支庁を除く。）のロビーに公共端末を設置することとして

おり、これに必要なシステム開発、システム設定及び試験調整を委託する。

(3) 履行期限 平成14年9月13日（金）

2 参加資格及び審査の考え方

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格

ア 平成14年北海道告示第9号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。

イ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）の規定に基づく指名停止期間中でない者であること。

ウ 道内に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有する者であること。

(2) プロポーザルの審査の考え方

ア 提案者の実力

イ 総合的な考え方

ウ システムの設定及び試験調整の考え方

エ システムの提案

システムの操作性、公共端末の独自機能、アプリケーション提供方法、システムの管理方法及びシステムの柔軟性・拡張性

3 手続等

(1) 担当部課

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合企画部 IT推進室情報基盤課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 574

フアクシミリ 011 - 232 - 3962

(2) プロポーザル説明書の交付期間、交付場所及び方法

平成14年6月14日（金）から21日（金）まで

（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）

交付場所は、(1)に同じ。

直接交付する（郵送はしない。）。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

平成14年6月21日（金）午後5時まで

提出場所は、(1)に同じ。

持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

平成14年7月5日（金）午後5時まで

提出場所は、(1)に同じ。

持参すること。

4 その他

詳細は、プロポーザル説明書によること。

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成14年6月14日

北海道知事 堀 達 也

1 業務概要

(1) 業 務 名 汎用電子申請システム基本設計業務

(2) 業務内容 汎用電子申請システムの基本設計業務（現状分析、システム化基本計画策定及びモデルシステムによる実証実験を含む。）を委託する。

(3) 履行期限 平成15年3月25日（火）

2 参加資格及び審査の考え方

(1) プロポーザルの提出者に要求される資格  
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）の規定に基づき指名停止期間中でない者であること。

ウ 道内に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有する者であること。  
エ 過去2年間に国又は地方公共団体と業務分析又はシステム化計画策定等の業務に係る契約を締結し、確実に履行した実績を有する者であること。

オ 道税を滞納している者でないこと。

(2) プロポーザルの審査の考え方

ア 業務に対する提案者の認識

イ 業務に関する方法論及び推進方策

ウ プロジェクト運営及び品質確保の方策

エ 類似業務の実績及び品質管理に関する資格の保有状況

3 手続等

(1) 担当部課

郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合企画部 IT推進室情報基盤課

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 564

ファクシミリ 011 - 232 - 3962

E-mail sogojoki1@pref.hokkaido.jp

(2) プロポーザル説明書の交付期間、交付場所及び方法

平成14年6月14日（金）から24日（月）まで

（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）

交付場所は、(1)に同じ。

直接交付する（郵送はしない。）。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

平成14年6月24日（月）午後5時まで

提出場所は、(1)に同じ。

持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

平成14年7月12日（金）午後5時まで

提出場所は、(1)に同じ。

持参すること。

4 その他

(1) 別途プロポーザルに関する説明会を実施する。  
(2) 詳細は、プロポーザル説明書によること。

収 入 部 長

北海道網走支庁告示第12号

北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例施行規則（昭和27年北海道規則第162号）第17条の3第1項の規定により、次のとおり種馬鈴しよ集荷販売業者の集荷地域に変更があった旨の届出があった。  
平成14年6月14日

北海道網走支庁長 太田 敏夫

〈変更前〉

登録年月日 住所 氏名又は名称 集荷地域

登録番号 走 網走第1号 平成13. 8. 13 網走郡女満別町字中央64番地3 女満別町農業協同組合 代表理事組合長 齋藤 純男 女満別町

登録番号 走 網走第5号 平成13. 8. 13 斜里郡斜里町本町36番地1 斜里町農業協同組合 代表理事組合長 富永 敏夫 斜里町

〈変更後〉

登録年月日 住所 氏名又は名称 集荷地域

登録番号 走 網走第1号 平成13. 8. 13 網走郡女満別町字中央64番地3 女満別町農業協同組合 代表理事組合長 齋藤 純男 女満別町、美幌町

登録番号 走 網走第5号 平成13. 8. 13 斜里郡斜里町本町36番地1 斜里町農業協同組合 代表理事組合長 富永 敏夫 斜里町、中標津町、帯広市

北海道胆振支庁告示第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。  
平成14年6月14日

北海道胆振支庁長 小林 照和

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 伊達市館山町16番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 室蘭市御前水町2丁目10番6-102号 今田 亨
- 3 開発許可年月日及び番号 平成14年4月15日 胆建指第14-1号

興函館土木現業所告示

北海道函館土木現業所告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年6月14日

北海道函館土木現業所長 佐々木 眞

- 1(1) 入札に付する事項
  - ア 調達をする物品等の名称及び数量  
除雪トラクタ（10t級、6×6、S・G・2W付） 2台  
交換契約により除雪トラクタ2台（10t級）を契約の相手方から供し、除雪トラクタ2台（10t級、6×6、S・G・2W付）を当該契約の相手方から調達する。
  - イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
  - ウ 納 入 期 限 平成14年11月29日
  - エ 納 入 場 所 北海道函館土木現業所八雲出張所 1台、北海道函館土木現業所今金出張所 1台

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- ア 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ウ 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
- エ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする

る者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- (ア) 申請の時期 平成14年6月14日から7月16日まで
- (イ) 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- (ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 041-0806 北海道函館市美原4丁目6番16号  
北海道函館土木現業所企画総務部総務課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

北海道函館市美原4丁目6番16号

北海道函館土木現業所企画総務部総務課

電話番号 0138-47-9000 内線 4114

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎3階301会議室（郵送による場合は、郵便番号 041-0806

北海道函館土木現業所企画総務部総務課）

イ 入 札 日 時 平成14年7月30日 午後1時30分（郵送による場合は、必

着）

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 北海道函館市美原4丁目6番16号

北海道函館土木現業所企画総務部総務課

電話番号 0138-47-9000 内線 4114

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(8) 落札者の決定方法

ア 財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

<p>(9) 契約書作成の要否</p> <p>要 の 他</p> <p>ア 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> <p>(7) 道が交換により取得する物品の価格及び道が交換に引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。</p> <p>(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p> <p>ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(7) 名 称 北海道函館土木現業所企画総務部総務課</p> <p>(4) 所 在 地 郵便番号 041 - 0806 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道函館土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 4114</p> <p>エ 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>オ この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。</p> <p>カ この入札の執行は、公開する。</p> <p>キ 詳細は、入札説明書による。</p> <p>(11) Summary</p> <p>A. Nature and quantity of the products to be purchased : Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and two-way side-plow) Quantity 2</p> <p>B. Date and time for tender : 13 : 30, July 30, 2002</p> <p>C. Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Hakodate District Public Works Management Office, 16-go, 6-ban, 4-chome, Mihara cho, Hakodate, Hokkaido, 041-0806 Japan. Phone : 0138-47-9000 Extension 4114</p> <p>2(1) 入札に付する事項</p> <p>ア 調達をする物品等の名称及び数量 凍結防止剤散布車 (湿式2.5㎡級、4輪駆動) 2台</p> <p>イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。</p>	<p>ウ 納 入 期 限 平成14年11月29日</p> <p>エ 納 入 場 所 北海道函館土木現業所事業第一課 1台、北海道函館土木現業所松前出張所 1台</p> <p>(2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。</p> <p>イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>ウ 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。</p> <p>エ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。</p> <p>(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>ア この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(7)から(9)までに定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>(7) 申 請 の 時 期 平成14年6月14日から7月16日まで</p> <p>(4) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>(7) 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 041 - 0806 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道函館土木現業所企画総務部総務課</p> <p>イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>(4) 契 約 条 項 を 示 す 場 所 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道函館土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 4114</p> <p>(5) 入 札 執 行 の 場 所 及 び 日 時</p> <p>ア 入 札 場 所 北海道函館市美原 4 丁目 6 番16号 北海道渡島合同庁舎 3 階301会議室(郵送による場合は、郵便番号 041 - 0806 北海道函館土木現業所企画総務部総務課)</p> <p>イ 入 札 日 時 平成14年7月30日 午後1時30分(郵送による場合は、必着)</p> <p>ウ 開 札 場 所 アに同じ。</p> <p>エ 開 札 日 時 アに同じ。</p>
--	---

叩 373 紙

弊 公 司 興 業 有 限 公 司

(6) 入 札 保 証 金  
 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。  
 イ 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。  
 (7) 入札説明書の交付に関する事項  
 ア 交 付 場 所 北海道函館市美原4丁目6番16号  
 北海道函館土木現業所企画総務部総務課  
 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 4114  
 イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。  
 (8) 落 札 者 の 決 定 方 法  
 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。  
 (9) 契 約 書 作 成 の 要 否  
 要  
 (10) そ の 他  
 ア 開札の時に(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。  
 イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い  
 (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 (4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。  
 ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
 (7) 名 称 北海道函館土木現業所企画総務部総務課  
 (4) 所 在 地 郵便番号 041 - 0806 北海道函館市美原 4丁目6番16号  
 北海道函館土木現業所企画総務部総務課  
 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 4114  
 エ 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨  
 この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。  
 カ この入札の執行は、公開する。  
 キ 詳細は、入札説明書による。  
 (11) Summary  
 A. Nature and quantity of the products to be purchased :  
 Truck Mounted Spreader (Wet spreading type, Hopper capacity : 2.5 cubic meters, 4 wheels drive) Quantity 2  
 B. Date and time for tender : 13 : 30, July 30, 2002  
 C. Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Hakodate District Public Works Management Office, 16-go, 6-ban, 4-chome, Mihara cho, Hakodate, Hokkaido, 041-0806 Japan.  
 Phone : 0138-47-9000 Extension 4114  
 3(1) 入 札 に 付 す る 事 項  
 ア 調 達 を す る 物 品 等 の 名 称 及 び 数 量  
 空 港 用 化 学 消 防 車 (6000 立 級 ) 1 台  
 空 港 用 化 学 消 防 車 (6000 立 級 ) 1 台 を 当 該 契 約 の 相 手 方 か ら 調 達 す る 。  
 イ 調 達 を す る 物 品 等 の 仕 様 等 入 札 説 明 書 に よ る 。  
 ウ 納 入 期 限 平成15年12月17日  
 エ 納 入 場 所 北海道奥尻空港管理事務所  
 (2) 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格  
 次のいずれにも該当すること。  
 ア 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。  
 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
 ウ 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。  
 エ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。  
 (3) 条件付一般競争入札参加資格の審査  
 ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(7)から(9)までに定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

<p>(7) 申請の時期 平成14年6月18日から7月16日まで</p> <p>(4) 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。</p> <p>(5) 申請書類の提出先 郵便番号 041 - 0806 北海道函館市美原 4丁目 6番16号 北海道函館土木現業所企画総務部総務課管財係</p> <p>(4) 契約条項を示す場所 北海道函館市美原 4丁目 6番16号 北海道函館土木現業所企画総務部総務課管財係 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 4115</p> <p>(5) 入札執行の場所及び日時</p> <p>ア 入 札 場 所 北海道函館市美原 4丁目 6番16号 北海道渡島合同庁舎 3階301会議室 (郵送による場合は、郵便番号 041 - 0806 北海道函館土木現業所企画総務部総務課管財係)</p> <p>イ 入 札 日 時 平成14年7月30日 午後 1時30分 (郵送による場合は、平成14年7月29日必着)</p> <p>ウ 開 札 場 所 アと同じ。</p> <p>エ 開 札 日 時 イと同じ。</p> <p>(6) 入 札 保 証 金</p> <p>ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。)) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>イ 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)) 第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>(7) 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>ア 交 付 場 所 北海道函館市美原 4丁目 6番16号 北海道函館土木現業所企画総務部総務課管財係 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 4115</p> <p>イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。</p> <p>(8) 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。</p> <p>(9) 契約書作成の要否</p>	<p>(10) その他</p> <p>ア 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> <p>(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p> <p>ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(7) 名 称 北海道函館土木現業所企画総務部総務課管財係</p> <p>(4) 所 在 地 郵便番号 041 - 0806 北海道函館市美原 4丁目 6番16号 北海道函館土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 4115</p> <p>エ 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>カ この入札の執行は、公開する。</p> <p>キ 詳細は、入札説明書による。</p> <p>(11) Summary</p> <p>A. Nature and quantity of the products to be purchased : Chemical fire engine (6000 cube meter class) for airport use. Quantity 1</p> <p>B. Date and time for tender : 13 : 30, July 30, 2002 (If mailed, bids must arrive no longer than July 29.)</p> <p>C. Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Hakodate District Public Works Management Office, 16-go, 6-ban, 4-chome, Mihara cho, Hakodate, Hokkaido, 041-0806, Japan. Phone : 0138-47-9000 Extension 4115</p>
---	--

道 函 館 土 木 現 業 所 有 限 公 司

北海道室蘭土木現業所告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年6月14日

北海道室蘭土木現業所長 安 藤 康 宏

1(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

凍結防止剤散布車（湿式4.0m<sup>3</sup>級、4×4） 1台

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

ウ 納 入 期 限 平成14年11月29日

エ 納 入 場 所 北海道室蘭土木現業所浦河出張所

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成13年北海道告示第19号及び平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

エ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(イ)までに定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申 請 の 時 期 平成14年6月14日から7月4日まで

(イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 051 - 0016 北海道室蘭市幸町9番11号

北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

北海道室蘭市幸町9番11号

北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課

電話番号 0143 - 22 - 9131 内線 4114

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所4F会議室（郵送による場合は、郵便番号 051 - 0016 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課）

イ 入 札 日 時 平成14年7月26日 午後2時（郵送による場合は、必着）

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 北海道室蘭市幸町9番11号

北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課

電話番号 0143 - 22 - 9131 内線 4114

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(8) 落札者の決定方法  
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(9) 契約書作成の要否

(10) そ の 他

ア 開札の時において、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(ア) 名 称 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課

(イ) 所 在 地 郵便番号 051 - 0016 北海道室蘭市幸町 9 番11号  
北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課  
電話番号 0143 - 22 - 9131 内線 4114

エ 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

カ この入札の執行は、公開する。

キ 詳細は、入札説明書による。

(11) Summary

A. Nature and quantity of the products to be purchased :  
Truck Mounted Speeder (Wet speeding type, Hopper capacity : 4.0 cubic meters, 4-wheels drive) Quantity 1

B. Date and time for tender : Date and time for tender : 14 : 00 P.M. July 26, 2002

C. Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Muroran District Public Works Management Office, 11-go, 9-ban, Saivaicho, Muroran, Hokkaido, 051-0016 Japan.  
Phone : 0143-22-9131 Extension 4114

2(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

(ア) 除雪トラック (10t 級、6×6、S・G・1W付) 1 台  
交換契約により除雪トラック 1 台 (10t 級) を契約の相手方から供し、除雪トラック 1 台 (10t 級、6×6、S・G・1W付) を当該契約の相手方から調達する。

(イ) 除雪グライダー (3.7m 級、2W、シャッターシート付) 1 台  
交換契約により除雪グライダー 1 台 (3.7m 級) を契約の相手方から供し、除雪グライダー 1 台 (3.7m 級、2W) を当該契約の相手方から調達する。

(ウ) ロータリ除雪車 (1.5m/100PS (70Kw) 級) 1 台  
交換契約によりロータリ除雪車 1 台 (80PS 級) を契約の相手方から供し、ロータリ除雪車 1 台 (1.5m/100PS (70Kw) 級) を当該契約の相手方から調達する。

(ア) 及び(イ)については、それぞれの入札とする。

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

ウ 納 入 期 限 平成14年11月29日

エ 納 入 場 所

(ア) 室蘭土木現業所 苫小牧出張所

(イ) 室蘭土木現業所 洞爺湖出張所

(ウ) 室蘭土木現業所 門別出張所

(2) 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。

ア 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第 9 号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

エ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申 請 の 時 期 平成14年6月14日から7月4日まで

(イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 051 - 0016 北海道室蘭市幸町 9 番11号  
北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条件を示す場所  
北海道室蘭市幸町 9 番11号  
北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課  
電話番号 0143 - 22 - 9131 内線 4114

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 北海道室蘭市幸町 9 番11号 北海道室蘭土木現業所 4 階会議室 (郵送による場合は、郵便番号 051 - 0016 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課)

イ 入 札 日 時 平成14年7月26日 午後2時 (郵送による場合は、必着)

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

第 1373 号

報 告 公 開 申 請 書

<p>工 開 札 日 時 イに同じ。</p> <p>(6) 入 札 保 証 金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>イ 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>(7) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交 付 場 所 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0143 - 22 - 9131 内線 4114</p> <p>イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。</p> <p>(8) 落 札 者 の 決 定 方 法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>(9) 契 約 書 作 成 の 要 否</p> <p>(10) そ の 他 ア 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い (7) 道が交換により取得する物品の価格及び道が交換に引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。 (4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p> <p>ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (7) 名 称 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課 (4) 所 在 地 郵便番号 051 - 0016 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0143 - 22 - 9131 内線 4114</p> <p>エ 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>オ この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。</p> <p>カ この入札の執行は、公開する。</p>	<p>キ 詳細は、入札説明書による。</p> <p>(11) Summary A. Nature and quantity of the products to be purchased : (a) Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow and snow scraper blade and one-way side-plow) Quantity 1 (b) Snow Removing Greder (Blade length : 3.7 meter class. Attaching Two-way side-plow and side-shutter) Quantity 1 (c) Rotary Snow Remover (Rotary plow length : 1.5 meters, Rated power of engine : 70 Kw class) Quantity 1 B. Date and time for tender : 14 : 00 PM, July 26, 2002 C. Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Muroran District Public Works Management Office, 11-go, 9-ban, Saiwaicho, Muroran, Hokkaido, 051-0016 Japan. Phone : 0143-22-9131 Extension 4114</p>
---	--

<p>北海道旭川土木現業所告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成14年6月14日 北海道旭川土木現業所長 田 島 正 則</p> <p>1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調 達 を す る 物 品 等 の 名 称 及 び 数 量 ア ロータリ除雪車 (1.5m・100PS (70Kw) 級) 2台 交換契約によりローザ1台 (13級) 及びロータリ除雪車1台 (130PS級) を当該契約の相手方に供し、ロータリ除雪車2台 (1.5m・100PS (70Kw) 級) を当該契約の相手方から調達する。 イ 除雪トラック (10t級、6×6、S・G・2W付2台、S・A・G・1W付2台) 4台 交換契約により除雪トラック3台 (10t級、6×6、S・A・G・2W付1台、S・G・1W付1台及び7t級タンクS付1台) 及び除雪ローザ1台 (5t級) を契約の相手方に供し、除雪トラック (10t級、6×6、S・G・2W付2台、S・A・G・1W付2台) 4台を当該契約の相手方から調達する。 ウ ロータリ除雪車 (1.3m・700t/h級) 1台</p>	<p>北海道旭川土木現業所告示 旭川土木現業所告示</p>
--	-----------------------------------

<p>交換契約によりロータリ除雪車1台(80PS級1台)を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台(1.3m・700ℓ/h級)を当該契約の相手方から調達する。</p> <p>アからウまでについては、それぞれの入札とする。</p> <p>(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 納 入 期 日 ア及びイ 平成14年11月26日 ウ 平成14年11月20日</p> <p>(4) 納 入 場 所</p> <p>ア 旭川土木現業所士別出張所 旭川土木現業所美深出張所 1台 1台</p> <p>イ 旭川土木現業所富良野出張所 S・G・2W付 1台 旭川土木現業所美深出張所 S・G・2W付 1台</p> <p>ウ 旭川土木現業所事業第1課 S・AG・1W付 2台 旭川土木現業所事業第1課 1台</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 平成3年北海道告示第19号及び平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。</p> <p>(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。</p> <p>(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>(1) この入札は、第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでで定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>ア 申 請 の 時 期 平成14年6月14日から7月11日まで(土曜日及び日曜日を除く。)</p> <p>イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 079-8613 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号</p>	<p>北海道旭川土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0166-46-5111 内線 4114</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入 札 場 所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道旭川土木現業所3階入札室</p> <p>(2) 入 札 日 時 平成14年7月18日 午後3時(郵送による場合は、平成14年7月17日必着)</p> <p>(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。</p> <p>6 入 札 保 証 金</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税以下「消費税等」という。相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>7 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交 付 場 所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0166-46-5111 内線 4114</p> <p>(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。</p> <p>8 落 札 者 の 決 定 方 法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。</p> <p>9 契 約 書 作 成 の 要 否</p> <p>10 そ の 他</p> <p>(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い</p> <p>ア 道が交換により取得する物品の価格及び道が交換に引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p> <p>ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p>
--	--

第 1 3 7 3 号

報 道 公 報

北 海 道 道 道 公 報

<p>ア 名 称 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課</p> <p>イ 所 在 地 郵便番号 079 - 8613 北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 4114</p> <p>(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(6) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(7) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>11 Summary</p> <p>A. Nature and quantity of the products to be purchased :</p> <p>(a) Rotary Snow Remover (Rotary plow length 1.5 meters, engine : 70 Kw class) Quantity 2</p> <p>(b) Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive, Attaching one-way snow plow, snow Variable blade and one side-plow : 2 Quantity 4</p> <p>(c) Rotary Snow Remover (Rotary plow length 1.3 meters, Maximum snow removing capacity : 700 tons per an hour class) Quantity 1</p> <p>B. Date and time for tender : 3:00 PM. 18 July, 2002</p> <p>C. Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Asahikawa District Public Works Management Office, 1-go, 1-ban, 19chome, 6jo Nagayama Asahikawa, Hokkaido, 079-8613 Japan. Phone : 0166-46-5111 Extension 4114</p>	<p><b>調 査 路 士 木 現 業 所 告 示</b></p> <p><b>北海道釧路土木現業所告示第 1 号</b></p> <p>次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</p> <p>なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>平成14年6月14日</p> <p>北海道釧路土木現業所長 宮 川 英 二</p> <p>1(1) 入札に付する事項</p> <p>ア 調達をする物品等の名称及び数量 凍結防止剤散布車（湿式2.5m<sup>3</sup>級、4輪駆動） 1台</p> <p>イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。</p>
---	---

<p>ウ 納 入 期 限 平成14年11月25日</p> <p>エ 納 入 場 所 北海道釧路土木現業所事業部事業課</p> <p>(2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 平成13年北海道告示第19号及び平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。</p> <p>イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>ウ 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。</p> <p>エ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。</p> <p>(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>(ア) 申 請 の 時 期 平成14年6月17日から7月15日まで</p> <p>(イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出し なければならぬ。</p> <p>(ウ) 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 085 - 0006 北海道釧路市双葉町 6 番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課</p>	<p>イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>(4) 契約条件を示す場所 北海道釧路市双葉町 6 番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0154 - 23 - 6111 内線 216</p> <p>(5) 入札執行の場所及び日時</p> <p>ア 入 札 場 所 北海道釧路市双葉町 6 番10号 北海道釧路土木現業所 3階 会議室（郵送による場合は、郵便番号 085 - 0006 北海道 釧路土木現業所企画総務部総務課）</p> <p>イ 入 札 日 時 平成14年7月25日 午前10時（郵送による場合は、必着）</p> <p>ウ 開 札 場 所 アに同じ。</p> <p>エ 開 札 日 時 イに同じ。</p> <p>(6) 入 札 保 証 金</p> <p>ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費</p>
--	---

税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 北海道釧路市双葉町6番10号  
北海道釧路土木現業所企画総務部総務課  
電話番号 0154 - 23 - 6111 内線 216

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(8) 落札者の決定方法  
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(9) 契約書作成の要否

(10) そ の 他

ア 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(7) 名 称 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課  
(4) 所 在 地 郵便番号 085 - 0006 北海道釧路市双葉町6番10号  
北海道釧路土木現業所企画総務部総務課  
電話番号 0154 - 23 - 6111 内線 216

エ 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

カ この入札の執行は、公開する。  
キ 詳細は、入札説明書による。

(1) Summary

A. Nature and quantity of the products to be purchased :  
Truck Mounted Spreader (Wet spreading type, Hopper capacity : 2.5 cubic meters, 4-wheels drive) Quantity 1

B. Date and time for tender : Date and time for tender : 10 : 00 AM, July 25, 2002

C. Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Kusiro District Public Works Management Office, 10-go, 6-ban, Futabachou, Kushiro, Hokkaido, 085-0006 Japan.  
Phone : 0154-23-6111 Extension 216

2(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

(7) ロータリ除雪車 (2.2m/2,300t) 1台  
交換契約によりロータリ除雪車1台 (200PS級) を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台 (2.2m/2,300t) を当該契約の相手方から調達する。

(4) 除雪トラツク (10t級、6×6、A・G・2W付1台、S・G・1W付1台) 3台  
交換契約により除雪トラツク2台 (10t級) 及び除雪グレーダ (4.0m級) を契約の相手方に供し、除雪トラツク3台 (10t級、6×6、A・G・2W付1台、S・G・2W付1台、S・G・1W付1台) を当該契約の相手方から調達する。

(7) 及び(4)については、それぞれの入札とする。

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

ウ 納 入 期 限 平成14年11月25日

エ 納 入 場 所

(7) ロータリ除雪車 (2.2m/2,300t)  
釧路土木現業所事業部事業課

(4) 除雪トラツク (10t級、6×6、A・G・2W付1台)  
釧路土木現業所中標津出張所1台

(4) 除雪トラツク (10t級、6×6、S・G・2W付1台)  
釧路土木現業所弟子屈出張所1台

(4) 除雪トラツク (10t級、6×6、S・G・1W付1台)  
釧路土木現業所厚岸出張所1台

(2) 入札に参加する者に必要な資格

叩 3 7 3 第

報 告 公 開 申 請 規 則

次のいずれにも該当すること。

- ア 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ウ 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
- エ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 条件付一般競争入札参加資格の審査
  - ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
  - (ア) 申 請 の 時 期 平成14年6月17日から7月15日まで
  - (イ) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
  - (ウ) 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 085 - 0006 北海道釧路市双葉町 6 番10号  
北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
- イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- (4) 契約条項を示す場所
  - 北海道釧路市双葉町 6 番10号  
北海道釧路土木現業所企画総務部総務課  
電話番号 0154 - 23 - 6111 内線 216
- (5) 入札執行の場所及び日時
  - ア 入 札 場 所 北海道釧路市双葉町 6 番10号 北海道釧路土木現業所 3階  
会議室（郵送による場合は、郵便番号 085 - 0006 北海道  
釧路土木現業所企画総務部総務課）
  - イ 入 札 日 時 平成14年7月25日 午前10時（郵送による場合は、必着）
  - ウ 開 札 場 所 アに同じ。
  - エ 開 札 日 時 イに同じ。
  - (6) 入 札 保 証 金
    - ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
    - イ 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定

めるところによる。

- (7) 入札説明書の交付に関する事項
  - ア 交 付 場 所 北海道釧路市双葉町 6 番10号  
北海道釧路土木現業所企画総務部総務課  
電話番号 0154 - 23 - 6111 内線 216
  - イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。
- (8) 落札者の決定方法
  - 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- (9) 契約書作成の要否
- (10) そ の 他
  - ア 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
  - イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い
    - (ア) 道が交換により取得する物品の価格及び道が交換に引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。
    - (イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
    - ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
      - (ア) 名 称 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
      - (イ) 所 在 地 郵便番号 085 - 0006 北海道釧路市双葉町 6 番10号  
北海道釧路土木現業所企画総務部総務課  
電話番号 0154 - 23 - 6111 内線 216
    - エ 契約の手続において使用する言語及び通貨
      - 日本語及び日本国通貨
    - オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
    - カ この入札の執行は、公開する。
    - キ 詳細は、入札説明書による。
- (11) Summary
  - A. Nature and quantity of the products to be purchased :  
Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive, Attaching variable snow plow, snow scraper blade and two-way side-plow : 1 Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and two-way side-plow : 1 Attaching one-way snow

scraper blade and two-way side-plow : 1)Quantity : 3  
 B . Date and time for tender : 10 : 00 AM, July 25, 2002  
 C . Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs  
 Department, Kusiro District Public Works Management Office, 10-go, 6-ban,  
 Futabacho, Kushiro, Hokkaido, 085-0006 Japan.  
 Phone : 0154-23-6111 Extension 216

稚内土木現業所告示

北海道稚内土木現業所告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年6月14日

北海道稚内土木現業所長 鷲田 宏一

1(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

(ア) ロータリ除雪車 (2.6m・3.400t/h級) 1台

交換契約によりロータリ除雪車1台 (400PS級) を契約の相手方から供し、ロータリ除雪車1台 (2.6m・3.400t/h級) を当該契約の相手方から調達する。

(イ) 除雪トラック (10t級、6×6、A・G・2W付1台、S・G・2W付1台) 2台

交換契約により除雪トラック2台 (10t級) を契約の相手方から供し、除雪トラック2台 (10t級、6×6、A・G・2W付1台、S・G・2W1台) を当該契約の相手方から調達する。

(ウ) ロータリ除雪車 (1.5m・100PS (70KW) 級) 1台

交換契約によりロータリ除雪車1台 (80PS級) を契約の相手方から供し、ロータリ除雪車1台 (1.5m・100PS (70KW) 級) を当該契約の相手方から調達する。

(エ) 入札場 所

(イ) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

ウ 納 入 期 日

(ア) 平成14年11月29日

(イ) 平成14年11月29日

(ウ) 平成14年10月31日

エ 納 入 場 所

(ア) 稚内土木現業所事業課1台

(イ) 稚内土木現業所礼文出張所1台、稚内土木現業所歌登出張所1台  
 (ウ) 稚内土木現業所礼文出張所1台  
 (2) 入札に参加する者に必要な資格  
 次のいずれにも該当すること。

ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

エ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申請の時期 平成14年6月14日から28日まで

(イ) 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 097 - 8585 北海道稚内市末広4丁目2番27号

北海道稚内土木現業所企画総務部総務課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

北海道稚内市末広4丁目2番27号

北海道稚内土木現業所企画総務部総務課

電話番号 0162 - 33 - 2510 内線 4115

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 北海道稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎3階入札室（郵送による場合は、郵便番号 097 - 8585 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課）

イ 入 札 日 時 平成14年7月24日 午前10時

(郵送による場合は、平成14年7月23日必着)

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費

呼 373 第

弊 公 司 興 業 北

税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交 付 場 所 北海道稚内市末広4丁目2番27号  
北海道稚内土木現業所企画総務部総務課  
電話番号 0162 - 33 - 2510 内線 4115

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(8) 落札者の決定方法  
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(9) 契約書作成の要否

(10) そ の 他

ア 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(7) 道が交換により取得する物品の価格及び道が交換に引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。

(4) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(7) 名 称 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課

(4) 所 在 地 郵便番号 097 - 8585 北海道稚内市末広4丁目2番27号  
北海道稚内土木現業所企画総務部総務課  
電話番号 0162 - 33 - 2510 内線 4115

エ 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

カ この入札の執行は、公開する。

キ 詳細は、入札説明書による。

(11) Summary

A. Nature and quantity of the products to be purchased :

(a) Rotary Snow Remover (Rotary plow length 2.6 meters, Maximum snow removing capacity : 3,400 tons per an hour class) Quantity 1

(b) Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive, Attaching variable snow plow, snow snow scraper blade and two-way side-plow : 1 Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and one-way side-plow : 1 Quantity 2

(c) Rotary Snow Remover (Rotary plow length 1.5 meters, Rated power of engine : 70 Kw class) Quantity 1

B. Date and time for tender : 10 : 00 AM, July 24, 2002

C. Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Wakkanai District Public Works Management Office, 27-go, 2-ban 4-chome Suehiro Wakkanai, Hokkaido 097-8585 Japan.  
Phone : 0162-33-2510 Extension 4115

2(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量  
凍結防止剤散布車（湿式4.0m<sup>3</sup>級、4輪駆動） 1台

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

ウ 納 入 期 日 平成14年11月29日

エ 納 入 場 所 北海道稚内土木現業所事業課

(2) 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。

ア 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

エ 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(7)から(9)までに定めるところにより、(2)のウ及びエに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(7) 申 請 の 時 期 平成14年6月14日から28日まで

(4) 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出し

<p>(4) 申請書類の提出先 郵便番号 097 - 8585 北海道稚内市未広 4 丁目 2 番27号 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課</p> <p>(4) 契約条項を示す場所 北海道稚内市未広 4 丁目 2 番27号 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0162 - 33 - 2510 内線 4115</p> <p>(5) 入札執行の場所及び日時 ア 入 札 場 所 北海道稚内市未広 4 丁目 2 番27号 北海道宗谷合同庁舎入 札会議室（郵送による場合は、郵便番号 097 - 8585 北海 道稚内土木現業所企画総務部総務課） イ 入 札 日 時 平成13年7月24日 午前10時 （郵送による場合は、平成14年7月23日必着）</p> <p>ウ 開 札 場 所 アと同じ。 エ 開 札 日 時 イと同じ。</p> <p>(6) 入 札 保 証 金 ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費 税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の 入札保証金を納付すること。 イ 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭 和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定 めるところによる。</p> <p>(7) 入札説明書の交付に関する事項 ア 交 付 場 所 北海道稚内市未広 4 丁目 2 番27号 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0162 - 33 - 2510 内線 4115</p> <p>イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。</p> <p>(8) 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格を もって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>(9) 契約書作成の要否 要</p> <p>(10) そ の 他 ア 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条</p>	<p>なければならぬ。</p> <p>なければならぬ。</p>
--	---------------------------------

<p>各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効と する。</p> <p>イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い (ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当 する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を 切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105 分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事 業者であるかを申し出ること。</p> <p>ウ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (ア) 名 称 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課 (イ) 所 在 地 郵便番号 097 - 8585 北海道稚内市未広 4 丁目 2 番27号 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0162 - 33 - 2510 内線 4115</p> <p>エ 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>オ この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>カ この入札の執行は、公開する。</p> <p>キ 詳細は、入札説明書による。</p> <p>(11) Summary A. Nature and quantity of the products to be purchased : Truck Mounted Spreader (Wet spreading type, Hopper capacity : 4.0 cubic meters, 4 wheels drive) Quantity 1 B. Date and time for tender : 10 : 00 AM, July 24, 2002 C. Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Wakkanai District Public Works Management Office, Suehiro, 2-27, Suehiro 4 chome, Wakkanai, Hokkaido, 097-8585 Japan. Phone : 0162-33-2510 Extension 4115</p>	<p>北海道教育庁空知教育局告示第6号 次のおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する</p>
--	---

調 達 課 長 印 影 印 照

協定の適用を受ける。

平成14年6月14日

北海道教育庁空知教育局長 松 尾 昭 房

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月あたりの単価）

パーソナルコンピュータ 一式 42台 (普通科)  
 パーソナルコンピュータ 5式 42台×3校 (職業科)  
 パーソナルコンピュータ 42台×2校 (職業科)

パーソナルコンピュータ 一式 32台 (職業科)

パーソナルコンピュータ (文書処理用) 3式 22台×3校 (職業科)

(2) 調達を要する物品等の仕様等は、入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 限 平成14年9月1日(日)

(4) 納 入 場 所

ア 北海道夕張高等学校 (パーソナルコンピュータ 一式)

イ 北海道美唄工業高等学校 (パーソナルコンピュータ 一式)

ウ 北海道芦別総合技術高等学校 (パーソナルコンピュータ 2式)、

(文書処理用 一式)

エ 北海道滝川工業高等学校 (パーソナルコンピュータ 一式)

オ 北海道奈井江商業高等学校 (パーソナルコンピュータ 一式)、

(文書処理用 一式)

カ 北海道妹背牛商業高等学校 (パーソナルコンピュータ 一式)、

(文書処理用 一式)

(5) 契 約 期 間 平成14年9月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算

の範囲内で、(4)のアは平成20年8月31日、イからカまでは平

成19年8月31日を限度に契約期間を延長することが有り得る。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまで定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年6月14日から7月5日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市8条西5丁目  
 北海道教育庁空知教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁空知教育局企画総務課

電話番号 0126 - 23 - 2231 内線 3117

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局会議

室(北海道空知支庁3階)(郵送による場合は、郵便番号

068 - 8550 北海道教育庁空知教育局企画総務課)

(2) 入 札 日 時 平成14年7月24日(水)午前10時(郵送による場合は、平成

14年7月23日までに必着のこと。)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定されている物品の名称、数量及びその入札の

公告の予定時期

(1) 名称及び数量(1月当たりの単価)  
 パーソナルコンピュータ 一式 42台(普通科)

(2) 予 定 時 期 平成14年10月ごろ

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁空知教育局企画総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

11 その他  
 (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱いは、

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等と課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課  
 イ 所 在 地 北海道岩見沢市8条西5丁目  
 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市8条西5丁目  
 電話番号 0126 - 23 - 2231 内線 3117

(4) 契約の手續きにおいて、使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手續きの停止などが有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

- a. Personal Computers 6 sets (42 Personal Computers = 1 set)
- b. Personal Computers 1 set (32 Personal Computers = 1 set)
- c. Personal Computers (For making documents) 3 sets (22 Personal Computers = 1 set)

B. Bidding date and time :

10 : 00 A. M. July 24, 2002  
 (If mailed, bids must arrive no later than July, 23)

C. Contact  
 Accounting Division, General Affairs Department, Sorachi District Bureau of Education,  
 Hokkaido Government Nishi 5-chome, 8-jo, Iwamizawa, Hokkaido, 068-8550, Japan  
 Phone : 0126-23-2231 Ext. 3117

道教育庁胆振教育長

北海道教育庁胆振教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ララケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年6月14日

北海道教育庁胆振教育局長 木村俊昭

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）

パーソナルコンピュータ 42台×2式

パーソナルコンピュータ（文書処理用）22台×2式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間 平成14年9月2日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年8月31日を限度に当該契約期間を延長することがあり得る。

(4) 納入期日 平成14年9月2日（月）

(5) 納入場所 北海道虻田高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする

呼 3 7 3 紙

弊 公 司 取 扱 北

者はアからウまで定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならぬ。

ア 申請の時期 平成14年6月14日から7月5日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならぬ。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051 - 8558 北海道室蘭市幸町 9 番11号  
北海道教育庁胆振教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所  
北海道室蘭市幸町 9 番11号  
北海道教育庁胆振教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道室蘭市幸町 9 番11号 室蘭土木現業所会議室 (北海道胆振支庁別館 4階) (郵送による場合は、郵便番号 051 - 8558 北海道教育庁 胆振教育局企画総務課)

(2) 入 札 日 時 平成14年7月26日(金) 午前10時(郵送による場合は、平成14年7月25日までに必着のこと。)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金  
入札保証金は、免除する。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定されている物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 (1月当たりの単価)

パーソナルコンピュータ 2式 42台×2校 (普通科)

イ 予 定 時 期 平成14年10月ごろ

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道室蘭市幸町 9 番11号  
北海道教育庁胆振教育局企画総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法  
北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第151条第1項の規定により定めた予定価格 (1月当たりの単価) の制限の範囲内で最低の価格 (1月当たりの単価) をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加するものは、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 051 - 8558 北海道室蘭市幸町 9 番11号  
電話番号 0143 - 22 - 9131 内線 3117

(4) 契約の手続きにおいて、使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(5) この入札は及び契約は、調達手続きの停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a. Personal Computer 42 2 sets

b. Personal Computer 22 1 set

B. Bid tendering date and time :

10:00A. M. July 26, 2002

(If mailed, bids must arrive no later than July, 25)

C. Contact :

Accounting Division, General Affairs Department, Iburi District Bureau of Education,  
Hokkaido Government 9-11 Saiwai-cho Muroran, Hokkaido, 051-8558, Japan.  
Phone : 0143-22-9131 Ext. 3117

道教育庁十勝教育局告示

北海道教育庁十勝教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成14年6月14日

北海道教育庁十勝教育局長 井 川 弘

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
  - ア パーソナルコンピュータ 一式 42台（普通科）
  - イ パーソナルコンピュータ 一式 42台（総合学科）
  - ウ 教育用パーソナルコンピュータ（文書処理用）一式 22台（総合学科）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間 平成14年9月2日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、(1)アにあつては、平成20年8月31日を、イ及びウにあつては、平成19年8月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

- (4) 納入期日 平成14年9月2日（月）

(5) 納入場所

- ア 北海道広尾高等学校
- イ 北海道清水高等学校
- ウ 北海道清水高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 平成13年北海道告示第19号及び平成14年北海道告示9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第

167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の③及び④に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成14年6月14日から7月10日まで  
 イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東3条南3丁目  
 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁4F教育局会議室（十勝合同庁舎）（郵送による場合は、郵便番号 080 - 0803 北海道教育庁十勝教育局企画総務課）

(2) 入札日時 平成14年7月25日（木）午前10時（郵送による場合は、平成14年7月24日までに必着のこと。）

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札保証金

入札保証金は免除する。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 パーソナルコンピュータ 一式 42台2校分（普通科）

(2) 予定時期 平成14年10月ごろ

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道帯広市東3条南3丁目  
 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で作成する。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第

1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1

月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

Education, Hokkaido Government Minami 3, Higashi 3, Obihiro-shi, Hokkaido,  
080-0803, Japan Phone : 0155-24-3111 Ext. 3117

**投票事務加担課長 挨拶**

**北海道選挙管理委員会告示第89号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項、第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項の規定により、平成14年6月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1及び3分の1の数は、次のとおりである。

平成14年6月14日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

1 選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数 92,278

3分の1の数 1,537,958

2 北海道議会議員の選挙区域内の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数

石狩支庁所管区域	22,553	札幌市清田区	28,189
渡島支庁所管区域	47,378	札幌市南区	41,584
檜山支庁所管区域	15,008	札幌市西区	55,203
後志支庁所管区域	30,743	札幌市手稲区	35,739
空知支庁所管区域	54,349	函館市	78,362
上川支庁所管区域	30,118	小樽市	41,764
留萌支庁所管区域	10,200	旭川市	98,656
宗谷支庁所管区域	9,736	室蘭市	28,841
網走支庁所管区域	41,467	釧路市	51,651
胆振支庁所管区域	19,073	帯広市	46,175
日高支庁所管区域	22,878	北見市	29,926
十勝支庁所管区域	50,312	岩見沢市	22,782
釧路支庁所管区域	22,495	網走市	11,331
根室支庁所管区域	13,874	留萌市	7,728
札幌市中央区	50,525	苫小牧市	45,625
札幌市北区	70,990	稚内市	11,767
札幌市東区	67,574	美幌市	8,479
札幌市白石区	54,662	江別市	32,182
札幌市厚別区	33,850	江別市	7,630
札幌市豊平区	56,259	江別市	6,345

呼37313紙

弊 公 司 興 業 北

II その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 080 - 0803 北海道帯広市東3条南3丁目

電話番号 0155 - 24 - 3111 内線 3117

(4) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a. Personal Computer 42 1 set

b. Personal Computer 42 1 set

c. Personal Computer 22 1 set

B. Contract term

a. From September 2, 2002 to August 31, 2008

b. From September 2, 2002 to August 31, 2007

c. From September 2, 2002 to August 31, 2007

C. Bid tendering date and time :

10:00 A. M. July 25, 2002

(If mailed, bids must arrive no later than July 24)

D. Contact:

Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi District Bureau of



北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

(平成14年4月分)

政治団体の名称	異動事項	異動		届出先
		新	旧	
自由民主党北海道港湾建設支部	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	坂 敏弘	熊 倉 勉	事務局
石狩地区農協政治連盟	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	札幌市中央区北4条西1丁目 共済ビル5階	札幌市中央区北2条西2丁目1番地 ハクオウビル8階	同
同	会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地	室 松 登美男	栗 野 鴻 学	同
後志地区農協政治連盟	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	札幌市中央区北4条西1丁目 共済ビル5階	札幌市中央区北2条西2丁目1番地 ハクオウビル8階	同
同	会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地	室 松 登美男	栗 野 鴻 学	同
政治団体志誠会	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	札幌市白石区北郷9条9丁目1番1号	札幌市白石区菊水元町3条1丁目5番12号	同
北電興業労働組合政治活動委員会	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	佐 藤 亜 美	國 井 菜穂子	同
北海道素准会	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	伊 藤 清 治	岩 倉 博 文	同
小野健太郎を育てる会	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	小 野 健 知	鳥 羽 和 郎	同
同	会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地	小 野 薫 子	田 嶋 嶋 付 司	同
小玉豊治後援会	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	星 優 子	小 島 隆	同
前仏まさる後援会	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	恵庭市島松旭町1丁目13番4号	恵庭市島松旭町304番地	同
同	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	宮 本 馨 徳	未 永 宝 司	同
千歳医師連盟	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	稲 場 昭 徳	遠 藤 昭 治	同
同	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	尾 谷 透	稲 場 昭 徳	同
千歳歯科医師連盟	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	恵庭市泉町24番地の1 エニケンビル1F	恵庭市泉町24番地の1 東邦生命ビル4F	同
にいだ潔後援会	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	松 原 満 男	中 村 昭 治	同
さいとう進後援会	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	小 板 正 啓	中 村 誠	渡島支所
みずしま清後援会	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	亀田郡七飯町字本町653番地12	亀田郡七飯町字本町423番地	同
緑と暮らしの党	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	函館市桔梗1丁目5番4号	函館市桔梗町216番地の11	同
山田忠昭後援会	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	亀田郡恵山町字日ノ浜148番地の38	亀田郡恵山町字川上442番地の1	同
同	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	同	同 字恵山75番地	同
山田忠昭と連帯する会	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	赤 石 美知子	村 田 甚 蔵	檜山支所
国沢いさお後援会	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	瀬棚郡今金町字今金303番地の10	瀬棚郡今金町字今金78番地	同
はちろと語るうぐい金町民の会	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	赤 石 美知子	村 田 甚 蔵	同
檜山の明日を考える会	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	若山あきお後援会	若山昭夫後援会	同
若山あきお後援会	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	檜山郡江差町字茂尻町46の3	檜山郡江差町字橋本町38	同
同	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	佐 野 克 巳	平 井 晴 司	同
石沢洋二後援会	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	寿都郡寿都町字開進町115-4	寿都郡寿都町字渡島町115-2	後志支所
鈴木康司連合後援会	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	小樽市新光2丁目20番10号	小樽市港町6-4 キタハヤビル3F	同

自由民主党砂川支部	代表者の氏名	宮田良市	村中賢一郎	空知支所
同 滝川支部	会計責任者の氏名	井上正雄	才田良利	同
同 長沼支部	主たる事務所の所在地	夕張郡長沼町旭町北1丁目1番地19	夕張郡長沼町銀座南1丁目1番	同
同 美明支部	代表者の氏名	円子保	三浦武美	同
同 北竜支部	主たる事務所の所在地	雨竜郡北竜町字和8番地の9	雨竜郡北竜町字和31番地の4	同
同	会計責任者の氏名	柴崎和男	村上誠	同
新保孝一後援会	同	熊谷義孝	萬本浩作	同
空知地方議員連絡協議会	同	大和孝力	常本浩行	同
山口清悦君を応援する会	同	山口清悦	深沢俊行	同
自由民主党愛別支部	主たる事務所の所在地	上川郡愛別町字本町1区	上川郡愛別町字東町208番地	上川支所
同	会計責任者の氏名	土屋武	尾崎文雄	同
同 名寄支部	主たる事務所の所在地	名寄市西3条南5丁目	名寄市西3条南2丁目	同
同	代表者の氏名	加藤唯勝	野村義正	同
上草義輝後援会	主たる事務所の所在地	旭川市4条通13丁目左2号 天壇ビル2F	旭川市3条通13丁目右4号	同
同	会計責任者の氏名	梶原滋朗	高城英一	同
小野忠俊後援会	主たる事務所の所在地	空知郡上富良野町光町1-2-5	空知郡上富良野町大町1-2-1	同
道北開発研究会	同	旭川市4条通13丁目左2号 天壇ビル2F	旭川市3条通13丁目右4号	同
同	会計責任者の氏名	梶原滋朗	高城英一	同
同 宗谷地区農協政治連盟	代表者の氏名	阿部四郎	高栗野茂	宗谷支所
同 野呂智雄後援会	会計責任者の氏名	佐藤一美	佐藤孝治	同
日本共産党菊池ごういち後援会	主たる事務所の所在地	北見市寿町4丁目3-14	北見市高栄西町2丁目9-20	網走支所
日本商工連盟網走地区連盟	代表者の氏名	津嘉田栄正	松田一雄	同
同	会計責任者の氏名	前田敏彦	山田邦雄	同
高橋文明白滝後援会	同	菊池章一	山城保男	同
同 上湧別後援会	同	村口一巖	小川均豊	同
同 西本征幸後援会	同	和久津修一	中山山	同
自由民主党北海道第九選挙区支部	同	阿久津修一	大堀山	胆振支所
PRU道南政治センター	代表者の氏名	安藤利正	齊藤政三	同
同	会計責任者の氏名	藤原正義	室蘭市知利別町2-11-32	同
水江一弘後援会	主たる事務所の所在地	室蘭市宮の森町3-2-19	室蘭市知利別町2-11-32	同
同 山中保連合後援会	会計責任者の氏名	大下文緒	大石良一	同
同 酒井芳秀浦河東部地区後援会	同	大西村貫之	大野口勝三	日高支所
同 大谷とおる上土幌後援会	主たる事務所の所在地	河東郡上土幌町字上土幌東3線240番地	河東郡上土幌町字上土幌141-55	十勝支所
同	代表者の氏名	青木則憲	高杉国次	同
同	会計責任者の氏名	青木則憲	高西文雄	同

第1373号

大塚とおる後援会	会計責任者の氏名	今泉好晴	高橋博久	十勝支所
おびひろ夢創造くらぶ	主たる事務所の所在地	帯広市西2条南33丁目12番地	帯広市西4条南15丁目12番地	同
喜多龍一浦幌後援会	同	十勝郡浦幌町帯広19-1	十勝郡浦幌町宝町	同
同	代表者の氏名	元木一郎	差間佐資	同
同	会計責任者の氏名	中島明人	渡辺佐智子	同
同	主たる事務所の所在地	上川郡清水町南1西3-5-1	上川郡清水町御影東1-2-14	同
同	代表者の氏名	木村正一	河井修	同
同	会計責任者の氏名	小形裕司	関井明	同
同	代表者の氏名	中村定二	内藤定光	同
同	会計責任者の氏名	永谷芳久	川本孝一	同
川崎きよたか後援会	同	春木卓	川上郡標茶町字ルラン29番地233	釧路支所
川村たみお後援会	主たる事務所の所在地	川上郡標茶町桜6丁目2番地	同上	同
鈴木宗男川湯後援会	代表者の氏名	徳永行雄	高橋道雄	同
同	会計責任者の氏名	平岡清一	高岩光男	同
中川昭一阿寒湖畔後援会	同	山崎隼嗣	星輝一	同
まどかと市政にアタックする会	主たる事務所の所在地	釧路市緑ヶ岡4丁目1番14号	釧路市緑ヶ岡2丁目37番17号	同
小田桐四郎後援会	代表者の氏名	佐々木喜一郎	足田敏一	根室支所
中村すなおと歩む会	会計責任者の氏名	大塚進	山下隆史	同

北海道選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年6月14日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

(平成14年4月分)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散の年月日	事務局長	届出先
紙智子後援会	武藤孝司	平14.3.1	高橋康之	同
小玉豊治後援会	小玉豊成	同13.3.31	石狩支所	同
くまさか城剛後援会	熊坂成剛	同14.4.22	渡島支所	同
小川松蔵後援会	西股常雄	同14.3.31	空知支所	同
ざそう淳一後援会	川崎修彦	同14.4.16	同上	同
渡辺まさし連合後援会	高畑勝彦	同13.12.31	上川支所	同
斉藤けいしろうと歩む会	中野正太郎	同14.4.18	宗谷支所	同
斉藤伸後援会	菅原朝喜	同14.4.22	同上	同
坂本喜好	同	同14.4.23	同	同
三國谷光州	同	同14.3.31	同	同
吉田史實	同	同14.4.22	同	同
正藤美秀	同	同14.3.31	同	同
新沼透七	同	同	同	同
新沼透七	同	同	同	同
おおつき庸後援会	同	同	同	同
小松浩一後援会	同	同	同	同
高田寅雄後援会	同	同	同	同
達心会	同	同	同	同
伊達忠一若小牧後援会	同	同	同	同
寺島政光後援会	同	同	同	同
成田芳夫後援会	同	同	同	同
日本共産党小矢祐子後援会	同	同	同	同
八嶋英治後援会	同	同	同	同

北 境 報 公 報

鳩山由紀夫伊達市後援会	藤野哲也	平14. 3.31	胆振支所
酒井秀平賀地区後援会	寺安	同14. 4. 1	日高支所
同 幌毛志池売後援会	野越	同	同
高橋辰夫日高町後援会	安田貞夫	同14. 4.12	同
小田中刻夷後援会	沢清	同14. 3.31	十勝支所
政治結社大公社北海道連合本部	利則	同14. 4.12	同
鈴木宗厚岸町後援会	狭利	同14. 4. 1	釧路支所
同 標茶町後援会	新賢	同	同
くまがい雅史を囲む会	小越	同14. 3.25	根室支所

田家政一西地区後援会	橋本幸太郎	同14. 4.12	同
同 東地区後援会	田家誠司	同	同

北海道選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年6月14日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

（平成14年4月分）

資金管理団体の届出をした者	資 金 管 理 団 体	代 表 者 の 氏 名	届 出 先
氏 名 公 職 の 種 類	政 治 団 体 の 名 称	主たる事務所の所在地	江別市中央町17番地の15
小 玉 豊 治	江別市議会議員	こだまとよじ後援会	小 玉 豊 治
大日向 豊 吉	北海道議会議員	大日向とよ吉と羽副の会	大日向 豊 吉

渡島支所

北海道選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のと

おり公表する。

平成14年6月14日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

（平成14年4月分）

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者	資 金 管 理 団 体 の 名 称	異 動 事 項	新 異 動	内 容	届 出 先
氏 名 公 職 の 種 類	資 金 管 理 団 体 の 名 称	主たる事務所の所在地			
石 澤 洋 二	寿都町議会議員	石沢洋二後援会	寿都郡寿都町字開進町115 - 4	寿都郡寿都町字渡島町115 - 2	後志支所
鈴 木 康 司	衆 議 院 議 員	鈴木康司連合後援会	小樽市新光2丁目20番10号	小樽市港町6 - 4 キタハヤビル3F	同
上 草 義 輝	衆 議 院 議 員	道北開発研究会	旭川市4条通13丁目左2号 天壇ビル2F	旭川市3条通13丁目右4号	上川支所
川 村 多美男	標茶町議会議員	川村たみお後援会	川上郡標茶町桜6丁目2番地	川上郡標茶町字ルラン29番地233	釧路支所

北海道選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定取消届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公

表する。

平成14年6月14日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

（平成14年4月分）

資金管理団体の指定の取消届出をした者	資 金 管 理 団 体	資 金 管 理 団 体 の 名 称	主たる事務所 の 所在地	代 表 者 の 氏 名	指 定 取 消 届 出 先
氏 名	公 職 の 種 類	資 金 管 理 団 体 の 名 称	主たる事務所 の 所在地	代 表 者 の 氏 名	年 月 日
小 玉 豊 治	江別市議会議員	小玉豊治後援会	江別市中央町17番地の15	小 玉 豊 治	平13. 3.31
熊 坂 成 剛	函館市議会議員	くまさか成剛後援会	函館市美原5丁目25番18号	熊 坂 成 剛	同14. 4.22
新 沼 透	北海道議会議員	新沼透後援会	紋別市花園町2丁目1 - 7	新 沼 透	同14. 3.31
					網走支所

北海道選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政党支部の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年6月14日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

当該政治団体を支部とする政党の名称 政 党 の 支 部 の 名 称 主たる活動区域が1以上の市町村又は選挙区の区域を単位として設けられる支部であるか否かの別  
(政 党 本 部 の 名 称) 自 由 民 主 党 北 海 道 札 幌 市 東 区 第 五 支 部 有 事 務 局  
自由民主党本部 自由民主党北海道札幌市東区第五支部

(平成14年4月分)

興 公 安 委 員 会 告 示 第 53 号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成14年6月14日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

検定申請者の氏名 又は名称及び住所	兵庫県伊丹市北伊丹9丁目80番地の4 株式会社エヌ	
代表者の氏名	代表取締役 赤松 泰治	
製造又は検査を行う事業所の所在地	兵庫県伊丹市北伊丹9丁目80番地の4	
型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式の概要	型 式 名	ピーンズタウン
	製造業者名	株式会社エヌ
型式試験番号	24015200	

検 定 年 月 日	平成14年6月14日
検 定 番 号	第24015200号
検定の有効期間	公示の日（平成14年6月14日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号 高砂電器産業株式会社
代表者の氏名	代表取締役 石井 治夫
製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県度会郡玉城町蚊野字松原2066番32 三重県志摩郡浜島町大字塩屋字広見603番1
遊技機の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型 式 名	カジヤマー - 30
製造業者名	高砂電器産業株式会社
型式試験番号	24013500
検 定 年 月 日	平成14年6月14日
検 定 番 号	第24013500号
検定の有効期間	公示の日（平成14年6月14日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号 高砂電器産業株式会社
代表者の氏名	代表取締役 石井 治夫
製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県度会郡玉城町蚊野字松原2066番32 三重県志摩郡浜島町大字塩屋字広見603番1

3	型式の種類	回胴式遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	ゾロム
概要	製造業者名 型式試験番号	高砂電器産業株式会社 24013300
検定年月日	平成14年6月14日	
検定番号	第24013300号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間	
4	型式の種類	回胴式遊技機
型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
型式名	デジタル-30	
概要	製造業者名 型式試験番号	ヘルコ株式会社 24019500
検定年月日	平成14年6月14日	
検定番号	第24019500号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間	
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間	
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間	
5	型式の種類	回胴式遊技機
型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
型式名	デジタル	
概要	製造業者名 型式試験番号	ヘルコ株式会社 24009400
検定年月日	平成14年6月14日	
検定番号	第24009400号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間	
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間	
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間	

6	代表者の氏名	代表取締役 鈴木 暢晃
	製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県さいたま市三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178-5
	遊技機の種類	回胴式遊技機
型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
型式名	デジタル	
概要	製造業者名 型式試験番号	ヘルコ株式会社 24019300
検定年月日	平成14年6月14日	
検定番号	第24019300号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間	
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間	
7	代表者の氏名	代表取締役 鈴木 暢晃
製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県さいたま市三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178-5	
遊技機の種類	回胴式遊技機	
型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
型式名	デジタルR	
概要	製造業者名 型式試験番号	ヘルコ株式会社 24014500
検定年月日	平成14年6月14日	
検定番号	第24014500号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間	
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間	
8	代表者の氏名	代表取締役 鈴木 暢晃
製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県さいたま市三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178-5	
遊技機の種類	回胴式遊技機	
型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
型式名	デジタルR	
概要	製造業者名 型式試験番号	ヘルコ株式会社 24009700
検定年月日	平成14年6月14日	
検定番号	第24009700号	

検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野一丁目12番13号佐藤ビル2階 ヘルコ株式会社
代表者の氏名	代表取締役 鈴木 暢晃
製造又は検査を行う 事業所の所在地	埼玉県さいたま市三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178-5
遊技機の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	デジタル口-30
製造業者名	ヘルコ株式会社
型式試験番号	24009600
検定年月日	平成14年6月14日
検定番号	第24009600号
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区東二丁目23番3号 株式会社ダイドー
代表者の氏名	代表取締役 實田 久治
製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CRフイパー戦国GP
製造業者名	株式会社ダイドー
型式試験番号	20026500
検定年月日	平成14年6月14日
検定番号	第20026500号
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区東二丁目23番3号 株式会社ダイドー
代表者の氏名	代表取締役 實田 久治
製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	フイパークエストDX
製造業者名	株式会社ダイドー

型式試験番号	20024700
検定年月日	平成14年6月14日
検定番号	第20024700号
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区東二丁目23番3号 株式会社ダイドー
代表者の氏名	代表取締役 實田 久治
製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CRフイパー戦国SP
製造業者名	株式会社ダイドー
型式試験番号	20022900
検定年月日	平成14年6月14日
検定番号	第20022900号
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフエア
代表者の氏名	代表取締役 井置 定男
製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	鉄骨親父
製造業者名	株式会社ソフエア
型式試験番号	21021400
検定年月日	平成14年6月14日
検定番号	第21021400号
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフエア
代表者の氏名	代表取締役 井置 定男
製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機

14	型式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	C R 踊れ大酋長 S	
概要	製造業者名	株式会社ソフイア	
	型式試験番号	20027400	
検定年月日	平成14年6月14日		
検定番号	第20027400号		
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間		
検定申請者の氏名又は名称及び住所	代表取締役	福田 貞夫	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地	
型式	遊技機の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
概要	製造業者名	株式会社エレコ	
	型式試験番号	24017500	
検定年月日	平成14年6月14日		
検定番号	第24017500号		
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間		
検定申請者の氏名又は名称及び住所	代表取締役	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社エレコ	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	代表取締役 福田 貞夫 栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地	
型式	遊技機の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
概要	製造業者名	株式会社エレコ	
	型式試験番号	24019200	
検定年月日	平成14年6月14日		
検定番号	第24019200号		
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間		
検定申請者の氏名又は名称及び住所	代表取締役	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	代表取締役 毒島 秀行	

17	型式	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1
	遊技機の種類	ばちんこ遊技機	
型式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	C R フォーバーセイント S P	
概要	製造業者名	株式会社三共	
	型式試験番号	20025000	
検定年月日	平成14年6月14日		
検定番号	第20025000号		
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間		
検定申請者の氏名又は名称及び住所	代表取締役	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	代表取締役 里見 治 埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1	
型式	遊技機の種類	ばちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
概要	製造業者名	サミー株式会社	
	型式試験番号	20022800	
検定年月日	平成14年6月14日		
検定番号	第20022800号		
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間		
検定申請者の氏名又は名称及び住所	代表取締役	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	代表取締役 里見 治 埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1	
型式	遊技機の種類	ばちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
概要	製造業者名	サミー株式会社	
	型式試験番号	20021300	
検定年月日	平成14年6月14日		
検定番号	第20021300号		
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間		

渡島海区漁業調整委員会会長 西 田 勝 美

検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都千代田区平河町一丁目4番3号 株式会社西陣
代表者の氏名	代表取締役 藤原 志
製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町六丁目277番地1号
型式	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式名	パチスロタイショウS
製造業者名	株式会社西陣
型式試験番号	24021800
検定年月日	平成14年6月14日
検定番号	第24021800号
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市長和区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社
代表者の氏名	代表取締役 上野 栄作
製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市長和区鶴舞二丁目2番18号 静岡県駿東郡小山町用尺字萩窪1441番地
遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式名	CRピツグズナーK
製造業者名	奥村遊機株式会社
型式試験番号	20023900
検定年月日	平成14年6月14日
検定番号	第20023900号
検定の有効期間	公示の日(平成14年6月14日)から3年間

渡島海区漁業調整委員会  
規則

渡島海区漁業調整委員会指示第1号

渡島支庁管内沖合において、総トン数2トン以上20トン未満の動力漁船を使用して営むまぐろはえなわ漁業の操業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

平成14年6月14日

- 1 制限区域  
亀田郡恵山岬灯台中心点と青森県下北郡民屋崎灯台中心点とを結んだ線と上磯郡葛登支灯台中心点から152度(真方位)の線との間における渡島支庁管内沖合海域
- 2 操業期間  
平成14年7月1日から12月31日まで
- 3 操業禁止時間  
午後10時から翌日午前2時まで
- 4 操業の承認  
この漁業を営むものは渡島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- 5 承認の対象者  
(1) 前年度にこの漁業の承認を受け操業した実績を有する者  
(2) 委員会が特に認めた者
- 6 制限隻数  
この漁業の承認できる隻数は40隻以内とする。
- 7 陸揚港の制限等  
(1) 操業する漁船は、操業区域に面する地区内に陸揚港を定めなければならない。  
(2) 陸揚港の数は2港以内とする。
- 8 漁獲物の陸揚げ  
漁獲物は、天災その他やむを得ない場合を除き、承認証に記載された陸揚港以外に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。ただし、委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。
- 9 承認証の携帯義務  
承認を受けた者は、当該承認に係るまぐろはえなわ漁業を操業するときは、委員会から交付を受けた承認証を携帯しなければならない。
- 10 標識板等の掲示  
承認を受けた者は、標識板等を操業期間中、当該漁船の見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 11 船団編成  
承認を受けた者は、船団を編成しなければならない。
- 12 操業協定  
この漁業の承認を受けた者は、漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るため必要があると認めるときは、当該漁業者間又は他の競合する漁業者との間で操業協定を締結しなければならない。
- 13 漁獲成績報告書の提出

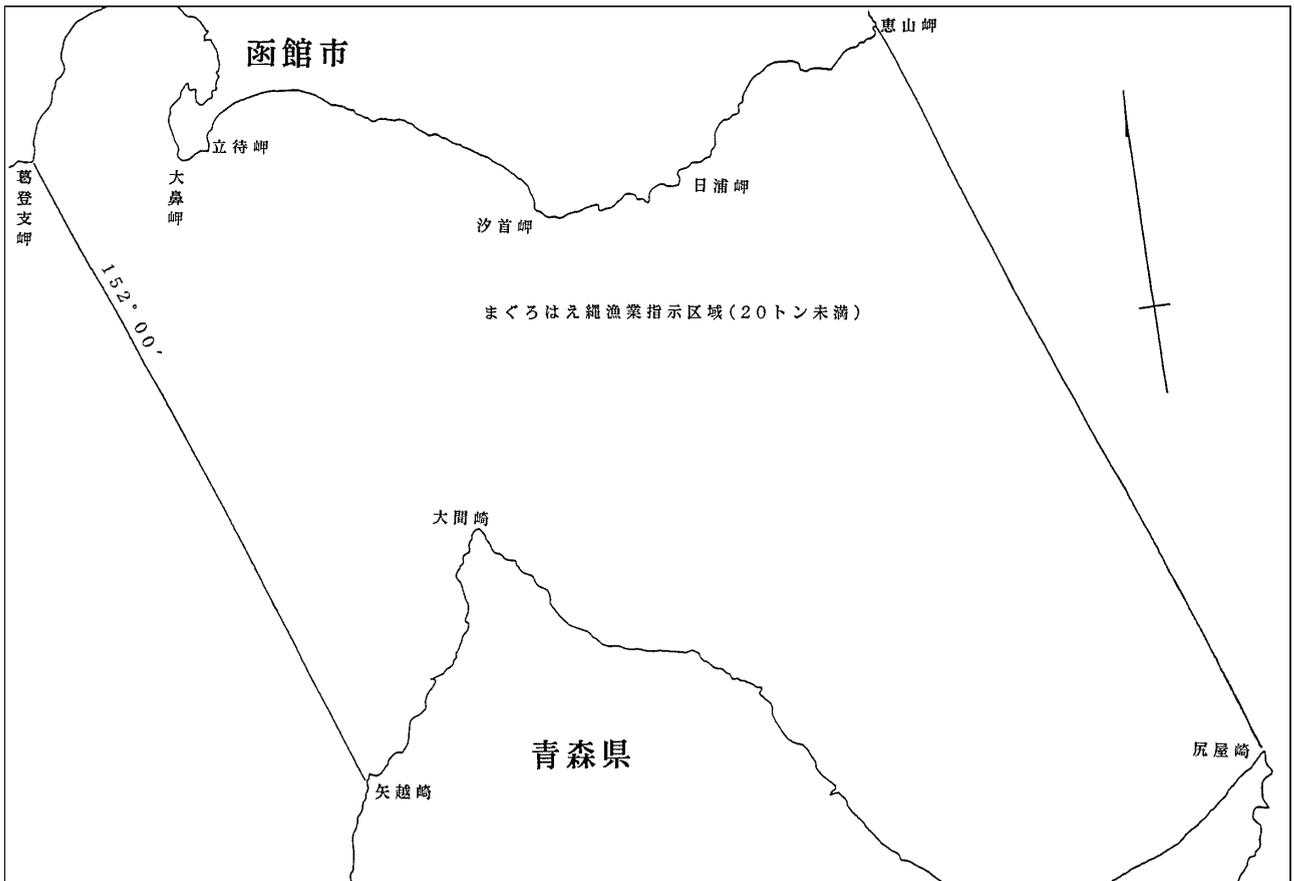
この漁業の承認を受けた者は、漁獲成績報告書（別記第7号様式）を、当該漁業終了後30日以内に委員会に提出しなければならない。

14 指摘事項の遵守

この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、本委員会が必要と認めて指摘したときは、これに従わなければならない。

附 則

- 1 この指示は、平成14年6月14日から施行する。
- 2 この指示の適用期間は、この指示の施行の日から平成14年12月31日までとする。



釧路十勝管内白糠川河口付近の茶路川河口付近における「さけ・ます」採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

釧路十勝海区漁業調整委員会指示第1号

釧路管内白糠川の茶路川河口付近における「さけ・ます」採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

平成14年6月14日

釧路十勝海区漁業調整委員会会長 花川 俊雄

釧路管内白糠町の茶路川河口付近で、次表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間は、「さけ・ます」を採捕してはならない。ただし、北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第45条の規定により、知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

区		域		沖合	期	間
河口及び沿岸	沖合方位(真方位)	左方	右方			
左海岸	右海岸	151°00'	151°00'	100m		平成14年8月21日から10月31日まで

この表による河口付近の区域とは、左右海岸の当該距離の点と、その点からそれぞれ当該沖合方位における当該沖合距離の点を結んだ線及びそれぞれの当該沖合の点を結んだ線によって囲まれた海面をいう。